

### **3－2. I 市事例・防火安全マネジメント文書及び関連文書**

### 3. I 市 防火安全マネジメントシステム文書

#### 目 次

文書又は記録類の名称	文書又は様式番号
防火安全マネジメントマニュアル.....	M501
防火安全方針書 .....	M500
防火安全文書・記録一覧表.....	P-01
緊急時必要図書類一覧表.....	P-02
緊急時対応マニュアル（火災） .....	P-03
火災事故情報伝達及び初期消火訓練次第.....	P-04
危険要因の特定と評価結果の記録.....	V-01
年間活動計画及び実績把握表.....	V-02
火災報告連絡票(初動時).....	V-03
火災報告連絡票(続報).....	V-04
緊急時に必要な図面・図書類保管リスト.....	V-05
保有ガス・薬品等リスト（例） .....	V-06
爆発発生時のチェック表.....	V-07
地震発生時の施設点検表.....	V-08
事故・災害情報報告書.....	V-09
緊急事態対応訓練実施通知書.....	V-10
教育訓練記録 .....	V-11
資格/力量保有者リスト.....	V-12
是正・予防処置要求／報告書.....	V-13

※本文書の原本は電子形式にて管理される

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 頁	M501-00 版 1/28
------------------	-----------------	-----------	-------------------

## 防火安全マネジメントマニュアル

承認(トップマネジメント)	
審査(管理責任者)	
作成	

### 改訂履歴

版 数	発行日	内 容
初版	2015.3.13	制 定
01 版		
02 版		

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 貢	M501-00 版 2/28
------------------	-----------------	-----------	-------------------

## 目 次

1. 目的及び適用範囲	4
1.1 目的	4
1.2 適用範囲	4
1.3 用語の定義	5
2. 防火安全マネジメントシステム文書	5
2.1 文書類	5
2.2 文書管理	6
2.3 記録の管理	7
3. トップの責務	7
3.1 トップの責務	7
3.2 防火安全方針の策定と見直し	8
3.3 防火安全方針の周知と掲示	9
4. 危険度の把握・評価（リスクアセスメント）	9
4.1 危険度評価と対応策策定体制	9
4.2 危険要因の抽出と評価及び特定	9
4.3 危険要因の見直し	9
5. 危険予防の改善目標と実施計画の策定	10
5.1 改善目標	10
5.2 実施計画の策定	10
6. 緊急事態対応	10
6.1 緊急事態対応手順書の作成	10
6.2 緊急事態対応訓練の計画と実施	11
6.3 緊急事態発生時の対応と対応手順の見直し	11
7. 力量及び教育・訓練	11
8. 防火管理体制	14
8.1 防火管理体制	14
8.2 自衛消防隊	15
8.3 責任及び権限	19
9. 実績の把握とフィードバック	20
9.1 実績の把握と改善への取り組み	20

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 頁	M501-00 版 3/28
------------------	-----------------	-----------	-------------------

9.2 問題発生時の対応	20
10. 年間防火活動の総括	22
11. 防火安全活動に関する意見の聴取	22
12. 設備の維持管理	22
12.1 点検表の整備と点検の実施	22
12.2 設備保全・検査計画	23
12.3 警備体制	23
13. 施設の運用管理	25
13.1 施設の管理	25
13.2 変更管理	25
13.3 業務受託組織が行う運用管理	25

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 貢	M501-00 版 4/28
------------------	-----------------	-----------	-------------------

## 1. 目的及び適用範囲

### 1. 1 目的

I 市環境部環境センター（以下、当工場という）は、火災（爆発を原因とするものを含む）の予防と出火時の火災被害の低減（以下総称して「防火」という）を目的として、防火安全に資するマネジメントシステム（以下、防火安全MSという）を確立し、運用と維持及び更なる改善を行う。

また本マニュアルは、職員及び運転や維持管理に携わる協力会社を含む全職員が防火安全MSの運用に携わることによって、安全意識の向上と安全文化の醸成を図ることを意図している。

当工場の防火安全MSを継続的に機能させるために、防火安全MSの核となる要素及びそれらの相互関係を本マニュアルに記述する。

なお、以下の□内にはI市環境センター消防計画規定の内、火災に特化した内容を示す。

### 1. 2 適用範囲

本マニュアルの適用範囲は、以下のとおりである。

適用区域：\*\*県 I 市環境部

但し、環境センターの所管区域に限る。

適用組織：I 市環境部

施設名称：環境センター

適用業務：一般廃棄物の焼却及び資源リサイクルのための破碎選別業務

当工場の防火安全MSの対象者には、以下の者を含む。

当工場に勤務する職員

当工場で運転管理や維持管理などに携わる協力会社社員

なお、業務委託を行っている協力会社は、管理組織を持ち活動しているため、間接管理とする。しかし、緊急事態や安全管理に関し、必要な場合は直接指示を行うことがある。

関連文書

### 《消防計画》

（適用範囲）

第2条 この計画に定めた事項については、次のものに適用する。

- (1) 建物及び敷地内すべての場所
- (2) センターに勤務し、又は出入りするすべての者（市職員及び常駐の委託業者（以下「職員等」という）、市民及び見学者等（以下「来館者等」という）
- (3) 防火・防災管理業務の一部を受託している者（消防設備点検業者等）

（管理権原の及ぶ範囲）

第3条 管理権原の及ぶ範囲は、センター全体とする。

- 2 管理権原者は、防火対象物の実態を把握し、防火・防災管理者に防火・防災管理業務を適正に行わせなければならない。

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 M501-00 版
		頁 5/28

### 1. 3 用語の定義

当部門の防火安全MSで用いる主な用語の定義は、下記の通りである。

① 職員  
当工場で従事する職員及びアルバイト等有期雇用職員の総称

② 協力会社社員  
当工場で運転管理や維持管理等で常時従事する協力業者の社員の総称

③ 職員等  
正規職員、アルバイト等有期雇用職員、協力業者等、当工場で常時従事する者の総称

④ 改善目標  
深刻なレベルの火災危険性を改善し、達成すべき到達点

⑤ 実施計画  
改善目標を達成するための手段と責任者及び実施期限を示したもの

### 2. 防火安全マネジメントシステム文書

関連文書

#### 2. 1 文書類

当工場で防火安全MSを運用するために必要な記録を含む文書(以下、文書類という)種別を下表に示す。なお、文書類には、当工場が他より調達又は提供を受けた文書(以下、外部文書といふ)も含まれる。

文書種別	概要
防火安全マニュアル	防火安全MSの核となる要素及びそれらの相互関係を記述した文書 当工場の防火安全MSの運用上必要な業務に関して、その内容、業務手続き、及びその責任と権限などを定める。
防火安全方針書	防火安全に関する方針を記述した文書
手順書類	防火安全に関する業務遂行に必要な具体的な事柄を記述した文書
記録	防火安全に関し達成した結果や実施した活動の証拠を記述したもので、文書の一部を構成する。
帳票類の様式	主として帳票類には一定の様式を定める。

本マネジメントシステムで必要とする記録を含む文書類は、各章ごとにその名称を記述するとともに、「防火安全文書・記録一覧表」に取りまとめて示す。なお、「防火安全文書・記録一覧表」に登録した文書は、以下の状態を維持しなければならない。

- 文書は、現在の状況に適した内容となるよう必要な都度見直しを行う。
- 必要な部署で必要な時に利用できる状態を維持する（配付と保管の管理）
- 廃止等で不要となった文書類は廃棄、撤去等を行い、誤って使用できないようにする。
- 原本は、責任部署で保管管理しなければならない。

防火安全マニュアル  
M501防火安全方針書  
M500防火安全文書・記録一覧表  
P-01

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 M501-00 版
		頁 6/28

## 2. 2 文書管理

当工場は、文書類の制定、改訂、廃止、配付、廃棄、保管、外部への開示の手順を定め、維持する。

文書管理の責任者は、環境部長が指名する。

記録は文書の一種であるが、管理の方法は【2.3 記録の管理】により行う。文書類の起案・承認・管理等について、I 市が定めた上位の規定等がある場合は、上位の規定に従うものとする。

### 1) 文書類の識別

文書類には、文書名、発行(又は承認)日、文書番号を明記する。

文書類の管理番号は、以下のとおりとする。

文書種別	文書番号
防火安全マニュアル(M)	M501-△△ △△：改訂番号 (01～)
手順書類(P)	P-○○-△△ ○○：制定順に通し番号 (01～) △△：改訂番号 (01～)

文書種別	様式番号
帳票類の様式(V)	V-○○-△△ ○○：制定順に通し番号 (01～) △△：様式の改訂番号 (01～)

### 2) 文書の起案・改訂、承認、登録及び発行

- 文書の起案、改訂は、必要が生じた時点で各担当者が行う。
- 起案、改訂等が行われた文書は、起案部門の責任者により承認される。

承認された文書は、文書管理の責任者が都度「防火安全文書・記録一覧表」へ登録又は改訂を行い、記載された発行(又は承認)日より有効となる。

なお、帳票類の様式は「防火安全文書・記録一覧表」への登録をもって帳票類の承認とする。

外部文書は、「防火安全文書・記録一覧表」への登録をもって有効となる。但し、別途発行期日が定められた文書はそれに従う。

防火安全文書・記録一覧表  
P-01

### 3) 文書の保管及び配付管理

原本は、文書管理の責任者が保管する。

#### ① 文書の配付

文書の制定・改訂情報は、文書管理の責任者より各部門及び関係者へ通知する。紙面での文書が必要と判断される部門及び関係者へは、文書管理の責任者が管理文書として配付する。

なお、教育用資料、利害関係者への配付資料等、一時的な利用のみの文書は非管理文書であり、最新版管理は行わない。

#### ② 廃止文書の回収・廃棄、廃止文書の保管

文書の改訂等に伴い廃止される管理文書がある場合、配布された部門又は担当者は、最新版文書の配付後速やかに旧文書を廃棄する。原本並びに法律上及び情報保存の目的で必要と認めた文書は、『廃止』の押印又は記載を明確に行い、文書管理の責任者が保管する。

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 貢	M501-00 版 7/28
------------------	-----------------	-----------	-------------------

### ③ 原本の保管期限

廃止文書の原本の保管期限は、「防火安全文書・記録一覧表」に定める。保管期限が過ぎたものは文書管理の責任者が廃棄する。

## 2. 3 記録の管理

### 1) 環境記録の作成

環境記録を作成する者は、作成に当たり、次の事項を確実にしなければならない。

- ・環境記録は、読みやすく、識別可能であること
- ・関連した設備、活動又はサービスに対して追跡可能であること

記録を作成する者は、後日確認（トレーサビリティ）を容易とするため、可能な限り次の事項を記入する。但し、マニュアル／手順書（関連する帳票類の様式）等において別途定められている場合は、それに従う。

- ・作成日
- ・作業プロセス名又は設備名
- ・作成部門名
- ・作成者名

### 2) 記録の保管

上記の文書管理の責任者は、以下を配慮して記録の保管や維持を行う。

- ・記録が容易に検索できること
- ・損傷又は劣化が防止できること
- ・紛失を防ぐことが可能な方法であること

「防火安全文書・記録一覧表」に定める保管期限が過ぎたものは、文書管理の責任者が直ちに廃棄する。

## 3. トップの責務

### 3. 1 トップの責務

I 市環境センターの管理権原者（以下「環境部長」という）は、以下に規定する内容を確実に実施しなければならない。

環境部長は、防火安全を組織の最重要課題の一つと位置付け、消防計画6条、7条に規定する業務の他、以下に示す取り組みを推進しなければならない。

- ・協力会社社員を含む全職員に安全方針を周知徹底する。
- ・取り組みの出発点として、以下に示す危険度評価をもとに、自工場に深刻な被害を与える火災事故発生の可能性を具体的に特定する。
- ・特定した深刻な被害をもたらす火災事故の可能性を基に、改善目標の設定と緊急事態への対応策を策定し、実行する。
- ・緊急事態への対応策に関する教育と定期的及び必要に応じての臨時の実地訓練を実施する。
- ・消防機関など関係機関との協力・連携を推進する。
- ・期末には計画に対する実施状況を総括し、次年度計画に反映させる。

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 M501-00 版
		頁 8/28

## 『消防計画』

## (管理権原者の責務)

第6条 管理権原者は、環境部長とし防火・防災管理業務のすべてについて責任を持つ。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災管理業務を適正に遂行できる資格者を防火・防災管理者として選任しなければならない。
- 3 管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成又は変更する場合には、火災対応及び大規模地震対応等必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、自衛消防組織の設置及び自衛消防活動の全般について責任を負う。
- 5 管理権原者の責務を代行する者の順序は、第1順序：環境部次長、第2順序：施設管理課長とする。

## (防火・防災管理者の業務と権限等)

第7条 防火・防災管理者は施設管理課長とし、この計画の作成及び実行については、別表3「防火対象物実態把握表」により把握しすべての権原を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 自衛消防組織に係る事項
- (3) 防火安全に係る自主検査・点検の実施と監督
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
- (5) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 職員等に対する防災教育・訓練の実施
- (8) 火気の使用、取扱いの指導及び監督
- (9) 収容物等の転倒、落下及び移動の防止措置
- (10) 改装工事などの工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (11) 放火防止対策の連絡
- (12) 関係機関との連絡
- (13) その他防火・防災管理上必要な事項
- (14) 防火・防災管理者の任務を代行する者は、施設管理課副主監とする。

## 3. 2 防火安全方針の策定と見直し

環境部長は、上記3.1に規定した取り組みを基本として、自工場の事業内容や規模、運営体制に適した「防火安全方針」を定め、文書化する。

防火安全方針には、以下に示す内容を含んでいかなければならない。

- ・火災事故の予防の取り組みの推進の約束
- ・施設運用に深刻な被害をもたらす恐れのある火災事故（爆発を原因とするもの含む）の特定を行うこと
- ・特定した火災事故の予防や火災被害の減少につながる改善目標に取り組むこと
- ・特定した火災事故が発生した場合の体制や対応策（以下緊急時対応手順という）を策定する約束
- ・策定した緊急時対応手順に基づく定期及び非定期の訓練実施の約束
- ・公設消防や協力会社など関連組織との協力・連携の推進の約束

防火安全方針は、以下の事項が生じた場合など、環境部長が防火安全上必要と認めた場合に見直しを行い、必要に応じて改訂するものとする。

- ・施設や人材・人員の著しい変化
- ・関連規制等の重大な改正

防火安全方針書  
M500

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 M501-00 版 貢 9/28
------------------	-----------------	--------------------------------

### 3. 3 防火安全方針の周知と掲示

防火安全方針は、【7. 力量及び教育訓練】に従い協力会社社員を含む全職員等に、朝礼時の唱和や定期的な教育などによって周知を図る。あわせて、環境部長は、防火安全方針書を職員等が見やすい場所に掲示する。なお、掲示は必要に応じて掲示枚数等を調整する。

## 4. 危険度の把握・評価（リスクアセスメント）

### 4. 1 危険度評価と対応策策定体制

当工場は、火災事故につながる危険要因の抽出とその評価を行い、結果重大なリスクをもたらすと考えられる危険要因に対する対応策を策定する。

この取り組みは、管理職、運転管理、設備管理、自衛消防、安全衛生など施設防火に関連し又は影響を及ぼす可能性がある各職務の担当者や責任者の参加のもとに実施する。参加者には協力会社の社員を含むものとする。

### 4. 2 危険要因の抽出と評価及び特定

危険要因の特定は、以下の視点とプロセスで行う。

- ・過去の事故やヒヤリハット、同種の他施設の事故事例などを基に、自工場の火災発生の可能性を具体的に特定・抽出する。
- ・抽出された火災発生の可能性を基に、これが工場にどの程度の危険性を持つかを、被災面積、施設休止期間、人的危険性、修復費用などを基に評価し、深刻な被害をもたらす恐れのある可能性を特定する。

特定された深刻な被害をもたらす恐れのある可能性の内、改善が可能なものは改善目標として改善し、火災リスクを低減させる。改善が困難なものは、火災が発生した場合の緊急事態対応策が必要である。

なお、危険要因の特定や評価、妥当性の評価のプロセスにおいて専門性の高い事項等、組織内で不足している知識は、社外の専門家を活用することも考慮する。

上記プロセスの実施記録は、「危険要因の特定と評価結果の記録」として作成・保管する。

関連文書

危険要因の特定と  
評価結果の記録

V-01

### 4. 3 危険要因の見直し

危険度評価の実施は、最初にマネジメントシステムを導入した時以外に、以下に示した状況が発生した場合に見直しを行う必要がある。

- ・事故が発生した時
- ・外部の同種の施設で大事故が発生した時
- ・防火に重大な影響を及ぼす力量を持った者が異動となるなど力量保有者に顕著な変動があった時
- ・設備の更新、変更、改造等を行おうとする時（仕様決定前に変更管理の一環として）
- ・設備の運転方法や管理方法等を変更しようとする時（決定前に変更管理の一環として）

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 頁	M501-00 版 10/28
------------------	-----------------	-----------	--------------------

## 5. 危険予防の改善目標と実施計画の策定

### 5. 1 改善目標

特定された深刻なレベルの火災危険性の内、以下の4つの視点で火災事故予防の取り組み改善の可能性を評価し、改善可能なものについては改善目標と実施計画を策定する。

- ・設備や機器の改善
- ・運転方法・作業方法の改善
- ・維持管理方法の改善
- ・関連する要員の力量改善

改善目標を設定する際には、以下に示す事項について考慮する。

- ・法的及びその他の要求事項
- ・技術上・運用上及び事業上の選択肢や要求事項
- ・近隣住民等利害関係者の見解

改善目標は、事業環境の変化等必要と認められる場合は、都度見直しを行う。

### 5. 2 実施計画の策定

改善目標を達成するためのより具体的な計画として、実施計画を策定し、「年間活動計画及び実績把握表」で進捗管理を行う。

実施計画には、具体的な目標達成手段と責任者及び実施期限を明示する必要がある。実施計画は、必要に応じて見直し・改訂を行う。

年間活動計画及び

実績把握表

V-02

## 6. 緊急事態対応

### 6. 1 緊急事態対応手順書の作成

特定された深刻な被害を及ぼす可能性の内、改善可能なものは上記「5. 危険予防の改善目標と実施計画の策定」で改善目標・実施計画として改善に取り組む。改善不可能なものと改善途上のものは、火災危険性が改善されていないので、想定される火災等が発生した場合（緊急事態）に備えて、「緊急時対応マニュアル」を策定する。

深刻な被害を及ぼす火災事故

改善可能なもの：実施計画で改善

改善不可能なもの：緊急時対応マニュアル

緊急対応マニュアル

(火災)

P-03

緊急時対応マニュアルには、ピット火災、コンベヤ火災など上述のリスクの高いケース（複数の場合もある）について、以下に示した内容を含め、要点を簡潔に記載する。

- ・出火場所の明示と具体的な緊急事態の想定
- ・職員不在時を含め、緊急時の通報・連絡体制
- ・役割に応じた緊急時行動
- ・自衛消防から消防機関への（図面、出火場所、逃げ遅れ等）引き継ぎ

また、緊急時対応マニュアルの策定にあたっては、できる限り公設消防の意見を聴取する。この手順書は、設備変更等必要に応じて見直し・改訂を行う。

上記緊急時対応マニュアルを含め、緊急時に必要な図書類を、「緊急時必要図書類一覧表

緊急時必要図書類一覧表

P-02

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 貢	M501-00 版 11/28
------------------	-----------------	-----------	--------------------

書類一覧表」に示す。

## 6. 2 緊急事態対応訓練の計画と実施

前項で作成した緊急時対応マニュアルを基に、緊急事態に対する教育訓練計画を消防機関と協議の上策定・実施する。緊急時対応訓練計画と実施の具体的な内容は、次章「7. 力量及び教育・訓練」に記述する。

## 6. 3 緊急事態等発生時の対応と対応手順の見直し

- ①火災等緊急事態発生時には、緊急時対応マニュアルと日頃の訓練に基づき、速やかに公設消防への通報や緊急事態対応体制の確立など必要な措置を講じる。
- ②なお、緊急事態の発生後には、緊急時対応マニュアルを有効性の観点から見直し、必要な改訂等を行う。
- ③また、緊急事態の概要や発生原因、実施した対応策、緊急時対応マニュアルの変更の有無及びその内容等を記述した「事故・災害情報報告書」を作成する。

事故・災害情報報告書

V-09

## 7. 力量及び教育・訓練

当工場の防火活動に必要な業務を遂行するために必要とする力量を付与し保有するために以下に示す内容の教育訓練を行う。

- ・当工場に必要な教育訓練の種類と対象者及び実施頻度を決定する。
- ・新たに工場に着任した者への新人教育を含める。
- ・自衛消防隊に対する教育訓練を含める。
- ・設備改造時や職員異動時等の機会教育を含める。
- ・教育訓練に使用する教育訓練教材を明確にする。

必要な教育訓練の計画は、緊急時対応などの訓練の種類と頻度や実施時期、対象者を含めて計画し、「年間活動計画及び実績把握表」に記載、実行する。

火災等緊急時対応は、設備等を用いた具体的で実際的な訓練によって、はじめて有効なものとなるため、想定される緊急事態に必要となる設備や機器類を用いた訓練計画を策定しなければならない。

なお、訓練実施時には、以下の目的として消防機関の参加を要請する。

- 訓練の評価を得て、緊急時対応手順書の改訂と緊急時対応体制の充実
- 選別機械室など構造が複雑で火災リスクの高い設備を案内し、消防機関に消火活動上の特殊性を理解してもらう。
- 平常から工場側と公設消防との円滑な意思疎通を図り、緊急時に生かす。

年間活動計画及び  
実績把握表

V-02

### 《消防計画》

#### 第4章 教育訓練

##### 第1節 職員等の教育

(管理権原者の取り組み)

第79条 管理権原者は、自らの防火・防災管理についての知識・認識を高めるため、職員等の行う訓練、防火・防災等に関するセミナー等に参加する。

2 管理権原者は、防火・防災管理者、統括管理者及び職員等の法定講習及び防災講演会等の受講並びに教育について必要な措置を講ずる。

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 貢	M501-00 版 12/28
------------------	-----------------	-----------	--------------------

(防火・防災管理者の教育)

第80条 防火・防災管理者は、消防機関が行う講習会及び研修会等に参加するとともに、職員等に対する防火・防災研修会を随時開催する。

2 防火・防災管理者は、防火・防災管理再講習を期限内に受講する。

(ポスター、パンフレットの作成及び掲示)

第81条 防火・防災管理者は、防火・防災管理に関するパンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配布されたポスター等を見やすい場所に掲示する。

(自衛消防組織の要員に対する教育)

第82条 自衛消防業務に従事する者への教育は、防火・防災管理者が実施計画を作成し、個人・集合・部分教育等を実施し記録する。

2 本部隊の班長への教育は、自衛消防業務講習を受講させる。

3 本部隊の班長以外の自衛消防組織の要員については、法定資格を努めて取得するよう指導する。

(統括管理者等の資格管理)

第83条 防火・防災管理者は、統括管理者及び本部隊の自衛消防業務に従事する者の受講状況を把握し、別表15「資格管理表」により管理し、計画的に受講させる。

(職員等の教育)

第84条 防災教育実施の時期、対象者、回数は、別表16「教育の実施時期等」のとおりとする。

(教育の内容)

第85条 職員等に対する教育の内容は、実施者の任務分担を定め次の事項とする。

- (1) 消防計画について
- (2) 職員等の守るべき事項について
- (3) 火災発生時の対応について
- (4) 地震時の対応について
- (5) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

(職員等教育担当者への教育)

第86条 防火・防災管理者は、職員等教育担当者の知識の向上を図るため次の事項を積極的に進める。

- (1) 消防機関等の行う講演会等の参加
- (2) 防火・防災に関する図書等の提供

## 第2節 訓練の実施

(職員等の訓練)

第87条 防火・防災管理者は、職員等に対し火災、地震その他の災害等が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動ができるように次のとおり訓練を行う。

- 1 総合訓練
  - (1) 火災総合訓練
  - (2) 地震総合訓練
- 2 個別訓練
  - (1) 指揮訓練
  - (2) 通報訓練
  - (3) 消火訓練
  - (4) 避難訓練
  - (5) 救出救護訓練
  - (6) 安全防護訓練
  - (7) 消防隊誘導・情報提供訓練
  - (8) 地震時の措置訓練
- 3 その他の訓練

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 M501-00 版 頁 13/28
------------------	-----------------	---------------------------------

- (1) 建物平面図、配置図等を使用した図上訓練
- (2) 自衛消防隊の編成及び任務の確認
- (3) 自衛消防活動に供する機器、装備の取り扱い訓練
- (4) N B C R 等に伴う災害に係る対応訓練

#### 4 訓練の実施時期等

##### (1) 訓練の実施期間

訓練の種別	実施時期	備考
火災総合訓練	6月	通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する。
地震総合訓練	10月	避難の訓練を主体とした総合訓練を実施する。
個別訓練等	7月 11月	

(2) 統括責任者は、訓練指導者を指定して実施する。

##### (訓練等の安全対策)

第88条 統括管理者は、訓練指導担当者を施設管理課副主監に、安全管理担当者を施設管理課主査とし、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施するもの。

##### (1) 訓練実施前

- ア 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。
- イ 事前に訓練参加者の服装や資機材及び健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。

##### (2) 訓練実施中

- ア 安全管理を担当する者は、訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者は安全管理上必要な箇所に配置し、各操作及び動作の安全を確認する。
- イ 訓練中において、使用資機材及び訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を停止して、是正措置等を講じる。

##### (3) 訓練終了後

訓練終了後の資機材収納時についても、手袋、保安帽を装着させるなど十分に安全を確保をさせる。

##### (訓練実施結果の検討)

第89条 防火・防災管理者及び統括管理者は、訓練終了後、別表17「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、直ちに訓練結果について検討会を開催する。なお、検討会には原則として訓練に参加した者が出席する。

2 検討会の結果は、別表18「訓練検討結果報告書」に記録し、以後の訓練に反映させるもの。

3 防火・防災管理者及び統括管理者は、訓練検討結果を訓練検討結果報告書に基づき、防火・防災管理委員会に報告する。

##### (自衛消防訓練の通知)

第90条 防火・防災管理者は、自衛消防訓練の実施にあたりあらかじめ消防機関へ通報し、実施日時、訓練内容等について職員等に周知徹底する。

教育訓練実施時には、教育訓練の効果と力量を評価し、その結果を「教育訓練記録」に記録する。所定の教育訓練修了者は、「資格管理表」に登録され、業務に就くことができる。なお、教育訓練記録には、参加者名に加え参加できなかつた者の氏名及びフォローアップ状況も記録するものとする。

教育訓練記録  
V-11  
資格管理表  
別表15

また、当工場では防火・防爆に関する安全意識の向上のため、必要な頻度で啓発活動を行う。啓発活動は、朝礼、ツールボックスミーティング、ポスター掲示、視聴覚教材等を活用して行う。

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 貢	M501-00 版 14/28
------------------	-----------------	-----------	--------------------

## 8. 防火管理体制

### 8. 1 防火管理体制

運転委託や維持管理等を行う協力会社を含めた当工場の火災の予防管理体制と実施内容は、「消防計画第2章予防的事項第1節共通事項及び第2節火災に特有の内容」に示してあるが、以下に再掲する。

#### 『消防計画』

##### 第2章 予防的事項

###### 第1節 共通的事項

###### (予防活動組織)

第8条 予防的活動に係る組織は、防火・防災管理者を中心に階などを単位として防火・防災担当責任者を定め、また部屋、火気使用箇所などを単位として火元責任者を、別表4「予防活動組織編成表」のとおり定める。

2 防火・防災担当責任者は、次の業務を行う。

(1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督

(2) 防火・防災管理者の補佐

3 火元責任者は、担当区域内において次の業務を行う。

(1) 火気管理

(2) 自主検査チェック表などによる建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理

(3) 地震火災の発生要因を踏まえた出火危険箇所や火気使用設備器具の安全確認

(4) 防火・防災担当責任者の補佐

###### (点検・検査)

第9条 自主チェックに係る組織は、消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、火気使用設備器具等の設備及び施設を適正に維持管理するため、実施期間を定め点検・検査員により編成して行う。

2 防火・防災管理者は、点検が計画通り行われているか否かを確認するとともに、点検結果をチェックする。

第10条 建物等の自主検査は、別表5「自主検査チェック表」に基づき定期的に各点検・検査員が行う。

第11条 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、別表6「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、各点検・検査員が行う。

第12条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法的点検は、点検設備業者に委託して、行う。

2 防火・防災管理者又は代行者は、点検実施時に立ち会う。

第13条 防火対象物及び防災管理の法的点検は、資格者又は点検業者に委託して行う。

2 防火・防災管理者又は代行者は、点検実施時に立ち会う。

第14条 建物等の定期検査を行い、建物の維持管理に努める。

2 防火・防災管理者又は代行者は、点検実施時に立ち会う。

第15条 自主点検・自主検査及び法定点検の実施者は、定期的に防火・防災管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分が発見された場合には、その都度速やかに報告する。

第16条 防火・防災管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修を図る。

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 M501-00 版
		頁 15／28

第17条 防火・防災管理者は点検結果等を記録管理する。

(関連機関との連絡)

第18条 管理権原者又は防火・防災管理者は、各種報告、届出及び自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談等の連絡を必要に応じて行い、防火・防災管理業務の適正な遂行に努める。

2 消防機関への各種報告・届出等について、別表7「消防機関への届出・連絡事項等の一覧」のとおり行う。

(防火・防災管理維持台帳)

第19条 管理権原者又は防火・防災管理者は、消防機関等への報告又は届出した書類及び防火・防災管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめ、防火・防災管理維持台帳を作成し、整備、保管しておく。

2 防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等は、別表8「防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等の一覧」のとおり。

(休日・夜間等の対応)

第20条 防火・防災管理者は、休日・夜間等で職員等が少なくなる場合は、職員等相互の連絡を十分に行い、安全対策に空白が生じないようにする。

2 休日、夜間等の防火・防災管理業務は、別表9「休日・夜間等の防火・防災管理体制」による管理体制により行う。

## 8. 2 自衛消防隊

環境部長は、火災を含む災害発生時の緊急時対応組織として、指揮・連絡、消火、避難誘導などの機能を有する自衛消防隊を編成する。

自衛消防隊の体制と各機能の具体的使命、配員などを「消防計画第3章応急対策事項第1節共通事項及び第2節火災に特有の内容」に示しているが、これを以下に再掲・関係者に周知する。

自衛消防隊は、平常時に公設消防と出火時等緊急時の対応や施設構造の特殊性に関する情報提供など消火活動に有益なコミュニケーションを図っておく。

### 《消防計画》

#### 第3章

##### 第1節 共通的事項

(自衛消防組織の編成)

第39条 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を編成する。

2 自衛消防組織には、統括管理者を置き、本部隊及び各地区隊を編成する。

(1) 統括管理者は、施設管理課長とする。

(2) 統括管理者の任務を代行する者は、施設管理課副主監とする。

3 本部隊の隊長は、施設管理課副主監とする。本部隊に以下の班を置く。

(1) 本部体に置く班は、指揮班、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置く。

(2) 本部隊の活動拠点をセンター3階事務室（以下「本部」という）に設置する。

4 各地区隊の隊長は、清掃対策課長、環境保全課長及びリサイクル工場棟所長とし、担当する区域の自衛消防活動における指揮、命令、監督等の権限を有する。また、必要に応じて以下の班を置く。

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 M501-00 版
		頁 16 / 28

(1) 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに統括管理者への報告、連絡を密に行わなければならない。

(2) 地区隊に置く班は、指揮班、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置く。

5 自衛消防組織の編成及び主たる任務は、別表13-1及び別表13-2「自衛消防組織の編成と任務」のとおり。

(自衛消防組織の活動範囲)

第40条 自衛消防組織の活動範囲は、防火対象全体とする。

(統括管理者の権限・責務等)

第41条 統括管理者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

2 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛消防組織の機能が有効に發揮できるよう隊を統括する。

3 統括管理者は、消防隊へ必要な情報提供等を行い、消防隊との連携を密にしなければならない。

4 管理権原者は、統括管理者の代行者に対し、統括責任者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

(本部隊の任務)

第42条 本部隊は、自衛消防組織の管理する区域で発生する災害においては、強力なリーダーシップを發揮し初動対応及び全体の統制を行う。

2 本部隊は、施設管理課職員を中心として、次の活動を行う。

(1) 本部隊の指揮班、通報連絡（情報）班は、本部において次の任務を遂行する。

- ア 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録
- イ 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡
- ウ 在館者に対する指示
- エ 関係機関や関係者への連絡
- オ 消防用設備等の操作運用
- カ 避難状況の把握
- キ 地区隊への指揮や指示
- ク その他必要な事項

(2) 本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班は、地区隊長の指揮の下で現場員として災害発生場所で活動

(3) 統括管理者は、地区隊長が不在となった区域で災害が発生した場合、現場に駆けつける現場員のうち1名をその区域の指揮担当に指定

(4) 統括管理者は、地区隊長から応援要請があった場合は、他の地区隊に対して支援を要請し、応援地区隊の下での活動を指示

(地区隊の任務)

第43条 地区隊は、地区隊の管理する区域で発生する災害においては、地区隊が中心となり地区隊長の指揮の下に初動措置を行う。

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 M501-00 版 頁 17/28
------------------	-----------------	---------------------------------

第44条 地区隊は、地区隊長の指揮の下に、次の活動を行う。

- (1) 地区隊の通報連絡（情報）班は、以下の事項の任務にあたる。
  - ア 被害状況の把握、情報の収集
  - イ 災害発生場所、状況等の本部隊への報告
  - ウ 消防機関への通報及び指定場所への連絡
- (2) 地区隊の初期消火班は、消火器、屋内消火栓等を活用し、消火活動の任務にあたる
- (3) 地区隊の避難誘導班は、以下の事項の任務にあたる
  - ア 携帯用拡声器、メガホン等を活用しての避難誘導
  - イ 在館者のパニック防止措置
  - ウ 避難状況の確認及び本部隊への報告
- (4) 地区隊の安全防護班は、以下の事項の任務にあたる
  - ア 防火戸、防火ダンパー等の操作
  - イ ガス、危険物、火気使用設備等に対する応急防護措置
  - ウ 倒壊危険個所への立入り禁止措置
  - エ スプリンクラー設備等の散水による水損の防止措置
  - オ 活動上支障となる物件の除去
- (5) 地区隊の応急救護班は、救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に係る措置にあたる。

（自衛消防組織の運用）

- 第45条 防火・防災管理者は、自衛隊消防組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに、職員等に割り当てた任務の周知徹底を図る。
- 2 統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行う。
  - 3 業務時間外における自衛消防組織は、別表9に示すとおり中央制御室を中心とし、在館中の職員等は中央制御室勤務員等の指示の下に協力する。
  - 4 業務時間外に災害が発生した場合は、消防機関に通報後、必要な初動措置を行うとともに管理権原者、防火・防災管理者等に連絡し、指示、命令の下に行動する。
  - 5 職員等は、災害時の応急活動のため環境部（環境1、2、3班）災害対策活動マニュアルに従いセンターに参集する。

（自衛消防組織の装備）

- 第46条 管理権原者は、自衛消防活動に必要な装備品を装備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛消防組織の装備品は、別表14「自衛消防組織装備品リスト」のとおり
  - (2) 自衛消防組織の装備品については、統括管理者が中央制御室に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保持

（指揮命令体系）

- 第47条 管理権原者は、災害発生の情報を受けた場合は、統括管理者に自衛消防本部の設置を指示する。
- 2 統括管理者は、本部において収集情報及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始時期を決定する。

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 貢	M501-00 版 18/28
------------------	-----------------	-----------	--------------------

3 統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況、被災状況等の情報を提供するとともに消防機関の指揮下での協力を行う。

## 第2節 火災に特有の内容

### (火災発見時の措置)

第48条 火災の発見者は、大声で周囲の者に火災を知らせ、近くの非常ベル等を押すとともに119番への通報及び中央制御室職員へ連絡する。

2 火災の発見は、機械による感知の場合と人が直接発見する場合があるので、中央制御室職員はそれに応じて適切な行動を行う。

#### (1) 機械による感知の場合

ア 自動火災報知設備等により感知した場合は、表示区域を確認して現場へ急行し、火災を確認後、

119番通報するとともに防火・防災管理者へ状況報告を行う。

イ 受信機に複数の警戒区域が表示された場合は、原則として火災と断定して119番通報するとともに防火・防災管理者へ状況報告を行う。

#### (2) 人為的に発見した場合

ア 火災発見者から連絡を受けた中央制御室職員は、119番通報を行ったか確認をして直ちに防火・防災管理者へ状況報告を行う。

#### (3) 夜間・休日の対応

ア 火災と断定した場合、直ちに119番通報するとともに防火・防災管理者へ状況報告を行う。

3 防火・防災管理者は、管理権原者に火災発生の報告を行い、管理権原者の指示に従って自衛消防組織を編成する。

### (通報連絡)

第49条 本部隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行う。

(1) 本部員として、活動拠点における任務にあたる。

(2) 現場確認者等からの火災の連絡を受けたときは、直ちに119番へ通報する。

(3) 火災発生確認後、地区隊長及び関係者へ連絡する。

(4) 避難が必要な階の在館者への避難放送を行う。

(5) 避難が必要な階以外の階へ火災発生及び延焼状況を連絡する。

2 地区隊の通報連絡班は、次の活動を行う。

(1) 出火場所、燃焼範囲、燃えているもの、延焼危険の確認

(2) 消火活動状況、活動人員の確認

(3) 逃げ遅れ、負傷者の有無及び状況

(4) 区画状況の確認

(5) 危険物等の有無の確認

(6) 前各号の情報を統括管理者又は地区隊長への連絡

(7) 情報収集内容の記録

3 消防機関への通報は、火災の内容が把握できない場合でも通報し、状況が確認できしだい隨時情報を通報する。

### (消火活動)

第50条 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し消火器又は屋内消火栓等を活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸（常時閉鎖）の閉鎖を確認し、火災の拡大防止にあたる。

2 地区隊の初期消火班は、初期消火に主眼を置き活動する。

3 火災の真近にいる者は、身近に設置してある消火器等により消火活動を行う。

### (避難誘導)

第51条 本部隊の避難誘導班は、地区隊と協力して出火階及び上階の者を優先して避難誘導にあたる。

2 エレベーターによる避難は、原則として行わない。

3 屋上への避難は、原則として行わない。

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 M501-00 版 貢 19/28
------------------	-----------------	---------------------------------

- 4 避難誘導員の部署は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等とする。
- 5 避難誘導開始の指示命令は、統括管理者が出火場所、火災の程度及び消火活動状況等を総合的にかつ短時間に判断して行う。
- 6 避難誘導にあたっては、携帯用拡声器、懐中電灯、ロープ等を活用して避難者に避難方法や火災状況を知らせ、混乱防止に留意し避難させなければならない。また、視聴覚障害者、外国人については、担当者を指定して避難させる。
- 7 避難放送にあたっては、早口をさけ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返して行い、パニック防止に努める。
- 8 負傷者及び逃げ遅れ者についての情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。
- 9 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、本部に報告する。
- 10 地区隊の避難誘導班は、避難者に対し前各号に従い避難誘導にあたる。

#### (安全防護)

第52条 本部隊・地区隊の安全防護班は、相互に協力して非煙口の操作を行うとともに防火戸等の閉鎖確認を行う。

- 2 出火階の防火戸等は、他の階に優先して閉鎖確認を行う。
- 3 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので、原則として停止させる。
- 4 危険物等消防活動に支障となる物件が、火災発生の現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去する。
- 5 エレベーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止する。

#### (救出救護)

第53条 本部隊の応急救護班は、地区隊と協力して救護所を消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置する。

- 2 本部隊・地区隊の応急救護班員は、地区隊と協力して負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を取り、病院に搬送できるように適切な対応をする。
- 3 応急救護班は、負傷者の氏名、住所、搬送病院、負傷程度など必要な事項を記録する。
- 4 逃げ遅れた者の情報を得た場合、応急救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ搬出する。

#### (消防機関への情報提供)

第54条 本部隊は、自衛消防活動が消防機関に引き継がれ、消防隊の活動が効果的に行われるようするために、次の活動を行う。

- (1) 消防隊進入門等の開放
- (2) 火災現場への誘導
- (3) 情報の提供

(出火場所、燃焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有無など)

- (4) 本部等の設置場所

### 8. 3 責任及び権限

防火に関する職務遂行上で必要な責任及び権限の主なものを「防火管理職務権限表」に示す。

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 頁	M501-00 版 20/28
------------------	-----------------	-----------	--------------------

**表 防火管理職務権限表**

●：主管、○：副主管

マニュアル 章番号	職務	担当者	自衛消防隊	文書管理責任者	環境部長 (防火管理者)
2 文書管理	マニュアルの作成、改訂	●作成		●確認	
	マニュアルの承認				●
	その他の文書の作成	○作成	●確認	●作成	
	その他文書の承認				●
3. トップの責任	防火安全方針の策定				●
	防火安全方針の職場への開示			●	
4. 危険度の把握評価	危険度の評価・特定	○	○		●議長
	危険度評価・特定結果のまとめ				●
5. 実施計画	実施計画の策定と管理	●計画			●管理
	実施計画に実施と管理	●実施			●管理
6. 緊急事態対応	緊急事態対応手順書の作成	●作成	○確認		●承認
	緊急事態対応手順書の見直し	●作成	○確認		●承認
7. 力量及び教育・訓練	教育訓練計画・実施の管理	○作成管理	○確認		●所長
9. 実績の把握	実績の把握	○把握			●承認
10. 年間防火活動の総括	実績の把握	○把握			●総括

## 9. 実績の把握とフィードバック

### 9. 1 実績の把握と改善への取り組み

当工場は、本マニュアルや下位文書類で規定した防火に関する取り組みが計画通り運用されていることを確認するため、活動実績を定期的に監視及び測定（把握）する。

監視及び測定の結果、取り組みが計画からかい離している場合は、是正処置等の適切な対応を行い、そのプロセスの情報は工場内で共有されなければならない。

監視・測定の対象には、以下を含める必要がある。なお、監視・測定は、対象が防火に関する重要さに応じた頻度とする。

- ・改善目標の達成度
- ・教育訓練の実施状況
- ・関連法規制の順守状況
- ・課題発生後のは是正処置等その後の対応
- ・施設運転における課題発生の有無
- ・施設内防火関連機器類の維持管理状況

### 9. 2 問題発生時の対応

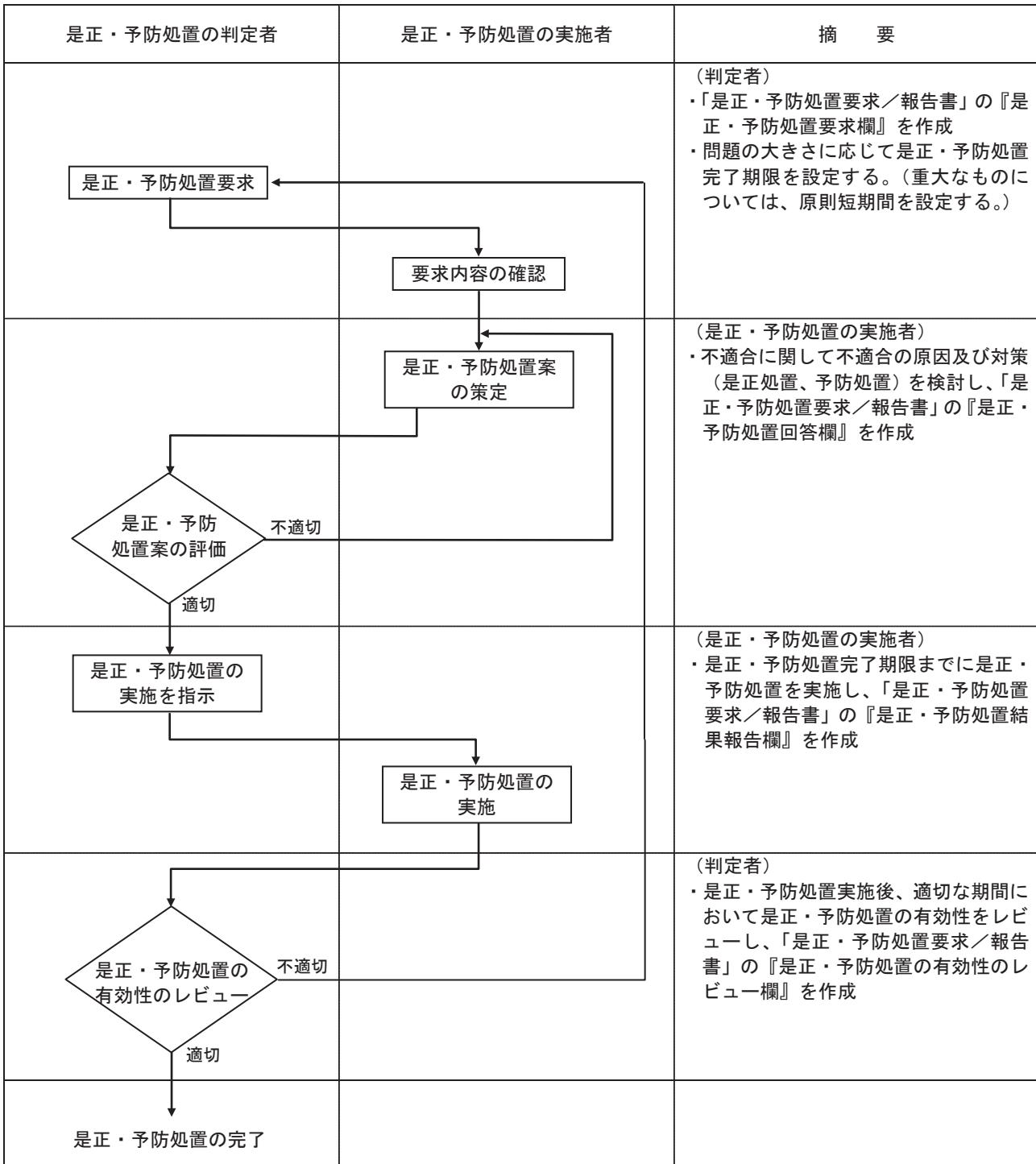
工場に著しい被害を与える事態が発生した又は発生する可能性がある場合などの問題が発生した場合は、「図 是正、予防処置の手順」フロー図に基づき「是正・予防処置要求／報告書」を用いて是正処置又は予防処置を行う。

なお、監視及び測定結果に問題があると判断した場合、問題に係る担当者は応急処置を含む問題に対する修正を実施するとともに、発生問題及び応急処置結果を管理責任者へ報告する。

報告を受けた管理責任者は、各種データ・報告、及びそれらの分析結果に基づき、発生した問題の再発防止を目的として、その原因を究明し除去するためは是正処置並びに予防処置の必要性を判定する。

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 M501-00 版 貢 21/28
------------------	-----------------	---------------------------------

図 是正、予防処置の手順



I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 M501-00 版 貢 22/28
------------------	-----------------	---------------------------------

## 10. 年間防火活動の総括

環境部長又は環境部長から委嘱された者は、半期ごとの期末に年間防火活動の総括を行う。

総括は「防火活動総括表」（書式自由）を用い、防火安全の観点からの施設パトロールと以下の防火への取り組みに関する該当項目について、当初想定した成果が得られているか、有効に機能しているかについて行う。

- ・火災事故や関連のヒヤリハットの発生と対応の状況
- ・搬入ごみへの危険物の混入度合の変化
- ・危険物除去の有効性（ハード、ソフト）
- ・防爆装置や検知装置の適正な運用
- ・防爆装置や検知装置の維持管理の適切性
- ・施設内、特に破碎機からコンベヤ、選別機周辺の管理・清掃状況
- ・未処理、処理済みのごみや資源の夜間を含む貯留状況（火災拡大の危険性）
- ・緊急時対応手順の整備状況
- ・緊急事態対応訓練の実施状況
- ・協力会社を含む要員の力量

防火活動総括表  
(書式自由)

上記確認結果として火災の発生や事故被害の拡大につながる重大な問題点が検出された場合は、環境部長から関係者に改善を指示又は要請しなければならない。

## 11. 防火安全活動に関する意見聴取

施設の防火安全の取り組みの適切性や妥当性について外部専門家の意見聴取を行う。意見聴取は、年1回（公社）全国市有物件災害共済会の協力を得て行い、その成果を火災事故予防や事故被害の低減化に活用する。

## 12. 設備の維持管理

### 12.1 点検表の整備と点検の実施

以下に示した防火の観点を含んだ点検表を整備する。

- ・始業時と終業時を含む日常点検表
- ・点検項目と点検頻度、合否判定基準等を記載した定期点検表

日常点検表  
定期点検表

点検を実施する場合は、形式的な点検に陥らないことが肝要である。そのため、点検表は、設備点検時現場で使用し、点検を行うごとに点検表に記入するものとする。点検終了後清書せず、現場で記載したままの状態で管理する。

- ・日常点検は、作業開始前と作業終了時に実施する。
- ・定期点検は、定められた頻度で実施する。

点検の結果問題が検出された場合は、対策を行った後運転を行う。やむを得ず運転を行う場合は、安全に悪影響を及ぼさないことを確認した後でなければならない。

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 貢	M501-00 版 23/28
------------------	-----------------	-----------	--------------------

## 12.2 設備保全・検査計画

運転部門や維持管理部門の責任者は、プラントメーカ等の意見を反映して、中長期と当該年度の「保全計画」・「検査計画」を策定しなければならない。

関連部門の責任者は、設備の保全や検査を効果的かつ計画的に実施するため必要とする以下を含む文書類を整備しなければならない。

- ・設備・機器類の「設定値一覧表」
- ・設備・機器類の「保全・整備手順書」

保全計画

検査計画

設定値一覧表

保全・整備手順書

### ① 保全の実施

- ・関連部門の責任者は、計画に従って点検整備を実施することを確実にしなければならない。
- ・関連部門の責任者は、点検結果で問題点が発見された場合は、問題の深刻さに応じた適切な対応を行なわなければならない。
- ・関連部門の責任者は、点検・検査・修理等「点検整備記録」を作成し、その履歴を管理しなければならない。

点検整備記録

### ② 評価と活用

- ・点検・検査データは、評価・分析し、活用する。
- ・上記評価・分析結果は、設備・機器の保全方法や検査周期の改善に活用する。

## 12.3 警備体制

当工場は、夜間、休日、休憩時間にも対応した監視体制（緊急連絡網を含む）として、機械監視と巡回監視を行う。なお、火災等異常事態発見時の通報先は、即時の受け付けが可能で緊急時対応行動につながるものでなければならない。

巡回監視は、予め出火の可能性が高い重点監視場所を含めた監視ルートを「巡回監視実施手順」に定め、実施する。

巡回監視員は、上記巡回監視方法や確認方法及び火災検知時の行動などについて、「資格管理表」に登録された適切な力量保有者でなければならない。

資格管理表

別表 15

### 《消防計画》

#### 第2章 予防的事項

##### 第1節 共通的事項

###### (予防活動組織)

第8条 予防的活動に係る組織は、防火・防災管理者を中心に階などを単位として防火・防災担当責任者を定め、また部屋、火気使用箇所などを単位として火元責任者を、別表4「予防活動組織編成表」のとおり定める。

2 防火・防災担当責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (2) 防火・防災管理者の補佐

3 火元責任者は、担当区域内において次の業務を行う。

- (1) 火気管理
- (2) 自主検査チェック表などによる建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設及び消防用設

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 貢	M501-00 版 24/28
------------------	-----------------	-----------	--------------------

備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理

(3) 地震火災の発生要因を踏まえた出火危険個所や火気使用設備器具の安全確認

(4) 防火・防災担当責任者の補佐

(点検・検査)

第9条 自主チェックに係る組織は、消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、火気使用設備器具等の設備及び施設を適正に維持管理するため、実施期間を定め点検・検査員により編成して行う。

2 防火・防災管理者は、点検が計画通り行われているか否かを確認するとともに、点検結果をチェックする。

第10条 建物等の自主検査は、別表5「自主検査チェック表」に基づき定期的に各点検・検査員が行う。

第11条 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、別表6「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、各点検・検査員が行う。

第12条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法的点検は、点検設備業者に委託して、行う。

2 防火・防災管理者又は代行者は、点検実施時に立ち会う。

第13条 防火対象物及び防災管理の法的点検は、資格者又は点検業者に委託して行う。

2 防火・防災管理者又は代行者は、点検実施時に立ち会う。

第14条 建物等の定期検査を行い、建物の維持管理に努める。

2 防火・防災管理者又は代行者は、点検実施時に立ち会う。

第15条 自主点検・自主検査及び法定点検の実施者は、定期的に防火・防災管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分が発見された場合には、その都度速やかに報告する。

第16条 防火・防災管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修を図る。

第17条 防火・防災管理者は点検結果等を記録管理する。

(関連機関との連絡)

第18条 管理権原者又は防火・防災管理者は、各種報告、届出及び自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談等の連絡を必要に応じて行い、防火・防災管理業務の適正な遂行に努める。

2 消防機関への各種報告・届出等について、別表7「消防機関への届出・連絡事項等の一覧」のとおり行う。

(防火・防災管理維持台帳)

第19条 管理権原者又は防火・防災管理者は、消防機関等への報告又は届出した書類及び防火・防災管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめ、防火・防災管理維持台帳を作成し、整

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 貢	M501-00 版 25/28
------------------	-----------------	-----------	--------------------

備、保管しておく。

2 防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等は、別表8「防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等の一覧」のとおり。

(休日・夜間等の対応)

第20条 防火・防災管理者は、休日・夜間等で職員等が少なくなる場合は、職員等相互の連絡を十分に行い、安全対策に空白が生じないようにする。

2 休日、夜間等の防火・防災管理業務は、別表9「休日・夜間等の防火・防災管理体制」による管理体制により行う。

### 13. 施設の運用管理

#### 13.1 施設の管理

施設の直接的な運用管理は協力会社が行うため、I市は、「業務委託仕様書」に基づく協力会社からの報告と活動状況の立会確認などを基に、施設の運用管理の妥当性を確認する。その詳細は「委託業務管理手順書」に示す。

委託業務管理手順書

#### 13.2 変更管理

設備等を変更した場合は、「4. 危険度の把握・評価（リスクアセスメント）」の結果に基づき、以下を実施する。

- ・設備等の稼働前に、防火安全に関する重要管理箇所を作業者に十分に周知しなければならない。
- ・設備等の稼働前に、変更内容を図面と手順書に反映していなければならない。
- ・変更後、追加が必要となった防火安全に関する遵守事項は、手順書等に明確に記入するよう配慮しなければならない。
- ・変更後の教育訓練は、設備運転前までに終了し、運転担当者は必要な力量を保有していなければならない。

#### 13.3 業務委託組織が行う運用管理

以下には業務受託組織が行うべき主な運用管理を示している（上述のものを除く）。

##### ① 5S活動

当工場は、不適切な施設運営や設備管理による火災事故の発生を予防するため、定常的な活動として5S活動を行う。なお、5Sとは以下のものをいう。

- ・整理：いらないものを捨て、必要なものだけが職場にある状態
- ・整頓：決められた必要な物が決められた場所に置いてあり、いつでも取り出せる状態
- ・清掃：常に掃除をして、職場を清潔に保つこと
- ・清潔：3S（上の整理・整頓・清掃）を維持すること

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 貢	M501-00 版 26/28
------------------	-----------------	-----------	--------------------

・躾（しつけ）：決められたルール・手順を正しく守る習慣をつけることなお、5Sの啓発や周知は、ポスターの掲示や朝礼等を通じて行う。

## ② 安全パトロール

防火活動の維持向上のため、環境部長と安全管理責任者及び関係者は、週1回から月1回の範囲で、5Sの定着度を含めた安全パトロールを行い、問題点があれば改善を指示しなければならない。

## ③ ツールボックスミーティング（TBM）

作業や巡回等を実施する前には、その作業における危険性やリスクの高い部分を認識するため参加者全員でツールボックスミーティングを行う。TBMでは、当日の作業の防火を含む具体的危険性について話し合い、お互いに危険性を共有する。

## ④ 運転管理

運転管理部門及び関連部門の責任者は、火災事故防止につながる以下の事項を含んだ「運転管理マニュアル」を整備し、有資格者や力量のある者によって運転や点検、維持管理を行わなければならない。

運転管理マニュアル

また、運転管理部門及び関連部門の責任者及び担当者は、施設始動前に、運転部門は改修工事内容について、十分な教育訓練を受けなければならない。

### ア. 運転管理

- ・運転始動手順及び運転停止手順
- ・処理運転中の安全管理手順
- ・業務交替時には、火災安全を含めた引継ぎを行う

### イ. 竣工時、改修時の設備の運転

- ・施設稼働時手順

以下は、消防計画で規定している施設職員、協力会社社員が行うべき、日常的な防火管理の内容である。

### 『消防計画』

#### 第2節 火災に特有の内容

##### (出火防止)

第25条 防火・防災管理者は、火気使用設備器具の種類、使用する燃料、構造等に応じた安全管理に努める。

第26条 防火・防災管理者は、次の事項について喫煙及び火気等の使用の制限を行う。

(1) 喫煙場所を明確に指定して徹底するとともに、以下の事項を行う。

ア 歩行中の喫煙、くわえたばこを禁止する。

イ 毎日終業後、不燃性の処理容器に吸殻をまとめ、水をかけて安全を図る。

(2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除くすべての場所とする。

##### (臨時の火気使用等)

第27条 臨時に火気を使用する者は、次の事項を事前に防火・防災管理者に連絡し、承諾を得る。

(1) 指定場所以外で喫煙又は火気を使用するとき。

(2) 火気使用設備器具を変更するとき。

(3) 催し物の開催及びその会場で火気を使用するとき。

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 M501-00 版 貢 27/28
------------------	-----------------	---------------------------------

- (4) 危険物の取り扱い、数量等を変更するとき。  
(5) 模様替え等の工事を行うとき。

第28条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守する。

- (1) 火気使用設備器具を使用する場合は、事前に器具を検査してから使用する。  
(2) 火気使用設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用する。  
(3) 火気使用設備器具を使用した後は、必ず器具を点検し、安全を確認する。  
(4) 禁煙場所では、喫煙してはならない。

#### (放火防止対策)

第29条 防火・防災管理者は、次の事項に留意して放火防止に努める。

- (1) 廊下、階段室、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去を行う。  
(2) 物置、空き室、倉庫等の施設管理及び人が入れない環境作りを行う。  
(3) 職員等の明確化による不法侵入者の監視を行う。  
(4) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の定期的な巡回監視を行う。  
(5) 休日、夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理整頓を行う。  
(6) 各建物の最終退館者は、火気及び施錠の確認を確実に行う。  
(7) 職員等に対する放火防止意識の高揚策を図る。

#### (危険物等の管理)

第30条 防火・防災管理者は、次の事項を遵守し、危険物の安全管理を行う。

- (1) 危険物施設の管理者は、危険物取扱者又は危険物に関し必要な知識を有するものに行わせる。  
(2) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、火気を使用しない。  
(3) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに不要なものを置かない。  
(4) 危険物がもれ、あふれ又は飛散しないようにする。  
(5) 定期的に点検し、その結果を記録保持し安全管理に活用する。

2 防火・防災管理者は、当該建物への持ち込みが禁止されている危険物品の使用が申請により認められた場合は、安全管理に努める。

#### (避難施設・防火上の構造等の管理)

第31条 防火・防災管理者又は職員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する。

- (1) 避難口（現場表示は非常口）、廊下、階段、避難通路その他の避難施設  
ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かない  
イ 避難口の戸（防火戸）は、容易に開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。  
ウ 床面は避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように維持管理する。  
(2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な活動を確保するための防火設備  
ア 防火戸は、手を離すと自然に閉まるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かない。  
イ 防火戸に近隣して延焼の媒体となる可燃性物品を置かない。

I 市環境部 環境センター	防火安全マネジメントマニュアル	文書番号 M501-00 版	頁 28/28
------------------	-----------------	-------------------	------------

2 防火・防災管理者は、避難施設、防火設備の役割を職員等に十分に認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設・設備の機能の確保に努める。

(避難経路図の掲示)

第32条 防火・防災管理者は、人命の安全を確保するため避難経路図を作成し、廊下等の見やすい場所に掲示するとともに、職員等に周知徹底する。

以上

## 防火安全方針書

当工場は、以下に示す取り組みにより、安全文化の醸成と事故の未然防止、発生した事故の局所化・極小化を図り、安全で安心できる施設運営を実現します。

1. リスクの高い火災・爆発事故などの発生の可能性を検討し、事故の発生予防に取り組みます。
2. リスクの高い事故が発生した場合に備え、事故被害の局所化・極小化を含んだ対応策を策定します。
3. 事故発生時の対応策が有効に機能するよう、施設内の関連する部門と要員に、定期的に必要な教育と訓練を行います。
4. 消防機関や運転委託会社など関連組織との協力・連携を推進・強化します。
5. 施設内で働く全ての人に、各人の役割と責任を教育・訓練等により周知します。
6. 上記取り組みが有効に機能しているかを毎年評価・見直しを行い、問題点があれば修正します。

平成 27 年 3 月 13 日

I 市＊＊局

＊＊工場

工場長 ＊＊太郎 印

## 防災安全文書・記録一覧表

注）文書種類状況に応じて、以下の表に必要事項を記入すること。

防火安全マニュアルの章番号 (M01-01)		関連のその他の防火安全MS文書		帳票類の様式			
文書番号	名 称	保管期間	担当	様式番号	名 称	保管期間	担当
1 目的及び適用範囲							
1.1 目的							
1.2 適用範囲							
1.3 用語の定義							
2 防火安全マネジメントシステム文書							
2.1 文書類	P-01-00	防火全文書記録一覧表（改訂履歴を含む）（本表）					
2.2 文書管理	M500-00	防火安全方針書					
2.3 記録の管理				V-01-00	危険要因の特定と評価結果の記録	V-02-00	年間計画及び実績把握表
3 トップの責務				V-03-00	火災報告連絡表（火警時）	V-04-00	火災報告連絡表（燃焼報）
3.1 トップの責務				V-05-00	緊急時に必要な面図 図書類保管リスト	V-06-00	保管力アセスメント
3.2 防火安全方針の策定と見直し				V-07-00	被災者等の避難用品等リスト	V-08-00	被災者等の施設設備検査表
3.3 防火安全方針の周知と掲示				V-09-00	地震発生時の施設設備検査表	V-10-00	地震発生時の施設設備検査表
4 危険度の把握・評価（リスクアセスメント）				V-11-00	消防事故対応訓練実施報告書	V-12-00	消防事故対応訓練実施報告書
4.1 危険度評価と対応策策定期制				—	緊急時必要図書類一覧表（火災）	—	緊急時対応マニュアル（火災）
4.2 危険度の抽出と評価及び特定				—	消防計画（変更を含む）	—	消防計画（変更を含む）
4.3 危険要因の見直し				P-02-00	平成**年度危険物施設消防訓練（実施要綱、実施細目他）	V-10-00	年間活動計画及び実績把握表
5 危険予防の改善目標と実施計画の策定				P-03-00	火災事故情報伝達（例）	V-11-00	年間活動計画及び実績把握表
5.1 改善目標				—	消防訓練（初期消火訓練次第）	—	消防訓練（初期消火訓練次第）
5.2 実施計画の策定				P-04-00	別表15（第83条関係）	V-12-00	年間計画及び実績把握表
6 緊急事態対応手順書の作成				別表16（第84条関係）	資格管理制度及び自衛消防業務調査	V-11-00	年間計画及び実績把握表
6.1 緊急事態対応手順書の作成				別表17（第89条関係）	教育 割合	V-10-00	年間計画及び実績把握表
6.2 緊急事態対応訓練の計画と実施				別表18（第91条関係）	訓練記録	V-11-00	年間活動計画及び実績把握表
6.3 緊急事態発生時の対応と対応手順の見直し				別表19（第92条関係）	緊急事態発生時の見直し	V-12-00	年間活動計画及び実績把握表
7 力量及び教育・訓練				別表20（第93条関係）	資格管理制度及び自衛消防業務調査	V-12-00	年間活動計画及び実績把握表
8 防火管理体制				別表21（第94条関係）	教育 割合	V-11-00	年間活動計画及び実績把握表
8.1 防火管理体制				別表22（第95条関係）	教育 割合	V-12-00	年間活動計画及び実績把握表
8.2 自衛消防隊				別表23（第96条関係）	教育 割合	V-13-00	年間活動計画及び実績把握表
8.3 責任及び権限				別表24（第97条関係）	教育 割合	V-02-00	年間活動計画及び実績把握表
9 実績の把握とフィードバック				別表25（第98条関係）	教育 割合	是正・予防処置要领	年間活動計画及び実績把握表
9.1 実績の把握と改善への取り組み				別表26（第99条関係）	教育 割合	是正・予防処置要领	年間活動計画及び実績把握表
9.2 問題発生時の対応				別表27（第100条関係）	教育 割合	是正・予防処置要领	年間活動計画及び実績把握表
10 年間活動の総括				別表28（第101条関係）	教育 割合	是正・予防処置要领	年間活動計画及び実績把握表
11 防災安全活動二重する意見の聴取				別表29（第102条関係）	教育 割合	是正・予防処置要领	年間活動計画及び実績把握表
12 組合の統括管理				別表30（第103条関係）	教育 割合	是正・予防処置要领	年間活動計画及び実績把握表
12.1 施設の運営と点検の実施				別表31（第104条関係）	教育 割合	是正・予防処置要领	年間活動計画及び実績把握表
12.2 設備保守				別表32（第105条関係）	教育 割合	是正・予防処置要领	年間活動計画及び実績把握表
12.3 整備管理				別表33（第106条関係）	教育 割合	是正・予防処置要领	年間活動計画及び実績把握表
13 施設の運用管理				別表34（第107条関係）	教育 割合	是正・予防処置要领	年間活動計画及び実績把握表
13.1 施設の管理				別表35（第108条関係）	教育 割合	是正・予防処置要领	年間活動計画及び実績把握表
13.2 变更管理				別表36（第109条関係）	教育 割合	是正・予防処置要领	年間活動計画及び実績把握表
13.3 業務受託組織が行う運用管理				別表37（第110条関係）	教育 割合	是正・予防処置要领	年間活動計画及び実績把握表

※：1. 別表、別図は、防災計画に含まれているものを示している。

文書番号 : P-02-00

承認日	: 2015年3月13日
承認	: ****
確認	: ****
作成	:

### 緊急時必要図書類一覧表

火災発生時に備え、日常的に作成・準備しておくべき文書記録類とその文書番号を以下に示す。管理者は、以下の文書の内容を、常に最新のものとなるよう、見直しをしなければならない。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| 1. 緊急時対応マニュアル（火災）     | P-03 |
| 3. 火災報告連絡票(初動時)       | V-03 |
| 4. 火災報告連絡票(続報)        | V-04 |
| 5. 緊急時に必要な図面・図書類保管リスト | V-05 |
| 6. 保有ガス・薬品等リスト（例）     | V-06 |
| 7. 爆発発生時のチェック表        | V-07 |
| 8. 地震発生時の施設点検表        | V-08 |
| 9. 事故・災害情報報告書         | V-09 |

以上

文書番号	P-03-00	緊急対応マニュアル（火災）	
分類	災害	種別	火災（ピット、コンベヤ等）

順序	項目	隊長（中央管制）	消火班	設備班	避難誘導班	留意点	確認
1	火災発生					・火報の作動・火災発見	<input type="checkbox"/>
2	確認・連絡、通報	火災発見の連絡を受け、隊長は119番通報ごみ受入、設備運転の停止連絡	①火報の場合、現場を確認 ②火災発見時は隊長に連絡			・トランシーバを携帯する ・夜間の場合、発見者が消防通報	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	一斉放送	一斉放送にて自衛消防隊の活動開始を指示			指示に従い来訪者等避難開始		<input type="checkbox"/>
4	初期消火	①負傷者の有無確認を指示 ②状況を逐次緊急放送	①初期消火（消火器・消火ポンプ・放水銃） ②延焼防止措置（泡消火）	①負傷者の確認と報告	・風上から消火・煙対策 ・火災拡大の場合には、中央制御室に連絡、避難実施 ・消火用高压ホースの取り扱い	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
5	火災時の操作			①火災発生現場の機器の停止操作を行つ ②緊急遮断板設置と調整池ゲート閉止 ③状況に応じ動力電源OFF ④余裕があれば重要機器の水損対策実施			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	通報連絡		①隊長は、火災発生確認と同時に、通報連絡表に従い関係機関に通報する。（平日屋間） ②当直班長は、火災発生確認と同時に、通報連絡表に従い関係機関に通報する。（休日・夜間等）	①救出・救護活動（応急処置による）			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	待機		①消防署到着次第必要事項を連絡 ②消防署の指示に従い、消火活動に支障がない安全な場所に待機 ③上部から指示があつた場合は、可能な範囲で、消火活動				<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

制定

改定

		に協力する					
8	鎮火	①消火後、指示又は許可があるまで現場を保存する ②点検者・人員の把握 ③その他全域の異常の有無確認				・二次災害の防止	□
9	運転再開指示	①上部管理者の指示がある場合、所長は運転再開の指示をする				・責任者は、運転再開に支障がないことを現場にて十分確認	□
10	運転再開	点検確認後、再開					□
指示事項 特記事項	実施日時	年 月 日	:	~	:		
	作業担当	班 責任者	作業者	計			
禁止事項	各操作の問題点等について、操作担当者から主任等への連絡事項						
承認	所長印	□	担当班長印	□		保管 No.	

注：実施時、対応マニュアル右端・確認欄の□に✓印を記入する

## 選別室火災訓練

## 火災事故情報伝達及び初期消火訓練次第

実施予定 : \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日\_\_\_\_\_時から

火災発生場所 : 選別室 2 階可燃コンベヤ

項目	情報伝達及び中央管制の行動内容	消火班行動内容
1 選別室火災発生の緊急通報を、****から電話連絡で受ける。 (中央管制) (開始時間__ : __)	<p>(通報内容例) 『訓練』 『緊急通報。選別室 3 階可燃コンベヤからの火災を発見しました。』</p> <p>□正確に内容の聞き取りに努める。 (通報時間、情報内容、発信者、その他等をメモする。) 『 _____ _____』</p> <p>□メモに基づき、全館放送を行う。</p> <p>(放送内容例) 『訓練』 『ただいま、選別室 3 階可燃コンベヤで火災が発生しました。各班員は中央管制室に参集してください。 参集にあたってはエレベータの使用を禁止します。 また、見学者の方は、管理棟 3 階集会室へ避難してください。』</p>	☆館内放送を受信した職員(自衛消防隊長、消火班員、避難誘導班員、設備班員)は中央管制に参集する。 (ステージ担当を除く。)
2 運転中断と本部設営準備。(運転係(中央管制))	<p>□ごみ受入と設備運転を停止する。 □選別室、工場棟 1 階等監視カメラによる監視。 □白板を用意する。 □受信メモを連絡通報班に渡すと共に、自衛消防隊長(工場長)に報告する。</p>	<p>□消火班員を現場へ派遣 □放水開始。(擬似)</p>
3 事前命令の徹底(運転係(管制警戒班))	<p>再徹底のため以下の放送を行う。</p> <p>(放送内容例) 『訓練』 『現在選別で発生した火災に、コンベヤ消火設備での放水を開始しました。中央管制室に対策本部を設置します。 ごみピットの職員は、工場棟 1 階の各設備を調査し、火災の発生の有無を対策本部まで連絡してください。 設備班員は、高圧電源を遮断した後、工場棟 2 階以上の各設備の火災の発生の有無を確認し、対策本部まで連</p>	

	絡してください。』	
4 各班	<p>対策本部の運営と避難誘導を完了させる。(避難誘導班)</p> <p>□中央管制は、白板に記録する。</p>	<p>(1) 消火班長の下、消火作業に当る。(消火班)</p> <p>□消火班員の集結場所を指定する。</p> <p>□消火器を集結させる。</p> <p>□各要員は、各設備の火災発生有無を確認し、報告する。</p> <p>□中央管制へ一報を入れる。</p> <p>□見学者を集め会室へ誘導する。(エレベータ使用不可)。完了後、中央管制へ連絡</p>
5 高圧電力遮断の報告と、屋内消火栓を使用した放水の開始	<p>□プラント動力電源遮断の報告(設備班)</p> <p>□報告を受け全館周知の実施(中央管制)</p> <p>(放送内容例) 『訓練』 『ただいまプラント動力電源を遮断しました。屋内消火栓でのコンベヤへの放水は可能となりました。』</p>	<p>□最寄りの屋内消火栓からホースを延長しコンベアへ放水する。(消火班、模擬:ホースは伸展、放水はしない)</p>
6 延焼拡大報告、応援要請を中央管制へ行う。(消火班)	<p>(通報内容例) 『訓練』 『緊急通報。3階可燃コンベヤの火災は、2階搬送コンベヤへ延焼拡大中。煙が充満し作業困難になりつつあるので、(視界のあるうちに)撤収します。』</p> <p>□自衛消防隊長へ報告(中央管制)</p>	
7 自衛消防隊長指示(工場長)	<p>現場からの報告を受け、自衛消防隊長は以下の指示を行う。</p> <p>□119番通報の実施</p> <p>□全館放送</p> <p>□選別室監視カメラによる監視継続</p> <p>□ごみ受入の中止</p> <p>□上記の記録</p>	<p>□消火班の撤収</p> <p>□工場課への通報</p>

8 全館放送の実施。(運転係(中央管制)	<p>(放送内容例)  『訓練』  『選別室火災は、2階搬送コンベヤへ延焼拡大中。  119番通報済み。消火班は直ちに撤収せよ。  またごみの受入は現時点をもって中断する。』</p>	
9 各班	<p>(1) 連絡通報班  <input type="checkbox"/> I T Vによる計量ステージ監視の実施  <input type="checkbox"/> 白板への記載</p> <p>(2) 中央管制  <input type="checkbox"/> 撤収引揚者の確認</p> <p>(3) 設備班  <input type="checkbox"/> 工場棟図面の準備  <input type="checkbox"/> 撤収引揚者の確認</p>	<input type="checkbox"/> 工場課への連絡（擬似） <input type="checkbox"/> ごみの受入を中断する。（計量担当） <input type="checkbox"/> ごみの投入を中断し、車両を退避させる。（ステージ担当）  <input type="checkbox"/> 設備一括停止（擬似）  <input type="checkbox"/> 機器用電源の遮断 <input type="checkbox"/> 消防隊到着時、状況説明及び火災現場への誘導実施（擬似）
10 情報伝達訓練終了	引き続き、選別室で放水訓練を実施する。	
11 訓練終了・講評：自衛消防隊長：消防署（終了予定間：__ : __）	<input type="checkbox"/> 安全最優先（自衛消防隊長） <input type="checkbox"/> 情報収集・伝達の重要性（→指揮命令の根幹） <input type="checkbox"/> 情報の一元管理の徹底の必要性  <訓練終了後の確認> <input type="checkbox"/> 屋内消火栓ポンプ停止 <input type="checkbox"/> 施設	

以上

## 火災事故情報伝達及び初期消火訓練次第

実施予定：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日\_\_\_\_\_時から

火災発生場所：\_\_\_\_\_

項目	情報伝達及び中央管制の行動内容	消火班行動内容
1 選別室火災発生の緊急通報を、****から電話連絡で受ける。 (中央管制) (開始時間__ : __)	<p>(通報内容例) 『訓練』 『緊急通報*****からの火災を発見しました。』</p> <p>□正確に内容の聞き取りに努める。 (通報時間、情報内容、発信者、その他等をメモする。) 『 _____ _____』</p> <p>□メモに基づき、全館放送を行う。</p> <p>(放送内容例) 『訓練』 『ただいま、*****で火災が発生しました。各班員は中央管制室に参集してください。 参集にあたってはエレベータの使用を禁止します。 また、見学者の方は、*****へ避難してください。』</p>	☆館内放送を受信した職員(自衛消防隊長、消火班員、避難誘導班員、設備班員)は中央管制に参集する。 (投入ステージ担当を除く。)
2 運転中断と本部設営準備(運転係(中央管制))	<p>□*****等の監視カメラによる監視。</p> <p>□白板を用意する。</p> <p>□受信メモを連絡通報班に渡すと共に、自衛消防隊長(工場長)に報告する。</p>	<p>□消火班員を現場へ派遣</p> <p>□放水開始(擬似)</p>
3 事前命令の徹底(運転係(管制警戒班))	<p>再徹底のため以下の放送を行う。</p> <p>(放送内容例) 『訓練』 『現在***で発生した火災に、コンベヤ消火設備での放水を開始しました。中央管制室に対策本部を設置します。 ごみピットの職員は、*****の各設備を調査し、火災の発生の有無を対策本部まで連絡してください。 設備班員は、高圧電源を遮断した後、*****の各設備の火災の発生の有無を確認し、対策本部まで連絡してください。』</p>	

4 各班	<p>対策本部の運営と避難誘導を完了させる。(避難誘導班)</p> <p><input type="checkbox"/>中央管制は、白板に記録する。</p>	<p>(1) 消火班長の下、消火作業に当る。 (消火班)</p> <p><input type="checkbox"/>消火班員の集結場所を指定する。</p> <p><input type="checkbox"/>消火器を集結させる。</p> <p><input type="checkbox"/>各要員は、各設備の火災発生有無を確認し、報告する。</p> <p><input type="checkbox"/>中央管制へ一報を入れる。</p> <p><input type="checkbox"/>見学者を * * * へ誘導する。(エレベータ使用不可)。完了後、中央管制へ連絡</p> <p>(2) 工事中断の指示を行うと共に、設備の保全措置等を取る。(設備班)</p> <p><input type="checkbox"/>業者へ工事中断の指示をする。</p> <p><input type="checkbox"/>特高室のプラント動力電源を遮断する。</p> <p><input type="checkbox"/>水損防止のため、ブルーシート等を可燃コンベア下へ準備する。</p> <p><input type="checkbox"/>* * * * の各設備の火災発生有無を確認し、報告する。</p> <p><input type="checkbox"/>初期消火の支援を行う。</p>
5 高圧電力遮断の報告と、屋内消火栓を使用した放水の開始	<p><input type="checkbox"/>プラント動力電源遮断の報告 (設備班)</p> <p><input type="checkbox"/>報告を受け全館周知の実施 (中央管制)</p> <p>(放送内容例) 『訓練』 『ただいまプラント動力電源を遮断しました。屋内消火栓でのコンベヤへの放水は可能となりました。』</p>	<p><input type="checkbox"/>最寄りの屋内消火栓からホースを延長しコンベアへ放水する。 (消火班、模擬：ホースは伸展、放水はしない。)</p>
6 延焼拡大報告、応援要請を中央管制へ行う。 (消火班)	<p>(通報内容例) 『訓練』 『緊急通報。* * * * * の火災は、* * * * * へ延焼拡大中。煙が充満し作業困難になりつつあるので、(視界のあるうちに)撤収します。』</p> <p><input type="checkbox"/>自衛消防隊長へ報告 (中央管制)</p>	
7 自衛消防隊長指示 (工場長)	<p>現場からの報告を受け、自衛消防隊長は以下の指示を行う。</p> <p><input type="checkbox"/>119番通報の実施</p> <p><input type="checkbox"/>全館放送</p> <p><input type="checkbox"/>選別室監視カメラによる監視継続</p> <p><input type="checkbox"/>ごみ受入の中止</p> <p><input type="checkbox"/>上記の記録</p>	<p><input type="checkbox"/>消火班の撤収</p> <p><input type="checkbox"/>工場課への通報</p>

8 全館放送の実施。(運転係(中央管制)	<p>(放送内容例)  『訓練』  『***火災は、*****へ延焼拡大中。  119番通報済み。消火班は直ちに撤収せよ。  またごみの受入は現時点をもって中断する。』</p>	
9 各班	<p>(1) 連絡通報班  <input type="checkbox"/> I T Vによる計量ステージ監視の実施  <input type="checkbox"/> 白板への記載</p> <p>(2) 中央管制  <input type="checkbox"/> 撤収引揚者の確認</p> <p>(3) 設備班  <input type="checkbox"/> 工場棟図面の準備  <input type="checkbox"/> 撤収引揚者の確認</p>	<input type="checkbox"/> 工場課への連絡（擬似） <input type="checkbox"/> ごみの受入を中断する。（計量担当） <input type="checkbox"/> ごみの投入を中断し、車両を退避させる。（ステージ担当）  <input type="checkbox"/> 設備一括停止（擬似）  <input type="checkbox"/> 機器用電源の遮断 <input type="checkbox"/> 消防隊到着時、状況節説明及び火災現場への誘導実施（擬似）
10 情報伝達訓練終了	引き続き、***で放水訓練を実施する。	
11 訓練終了・講評：自衛消防隊長：消防署 (終了予定間__ : __)	<input type="checkbox"/> 安全最優先（自衛消防隊長） <input type="checkbox"/> 情報収集・伝達の重要性（→指揮命令の根幹） <input type="checkbox"/> 情報の一元管理の徹底の必要性  <訓練終了後の確認> <input type="checkbox"/> 屋内消火栓ポンプ停止 <input type="checkbox"/> 施設	

以上

様式番号 V-01-00

## 危険要因の特定と評価結果の記録

評価時期	該当に○
設備新設に伴う評価	
設備更新に伴う評価	
ごみ収集体系変更に伴う評価	

火災の種類	火災の小分類	火災やヒヤリハットが発生した設備								
		ごみピット	供給コンベア	破碎機	破碎物搬送コンベア	下部	上部	選別機	選別後コンベア	貯留設備
火災事故	大規模火災									
	119通報火災									
火災	ボヤ、小規模出火									
ヒヤリハット	出火危険物の検出									
	火種の検出									
近隣同等施設の火災事故	大規模火災									
	119通報火災									
記載基準	火災事故: ヒヤリハット:	○:過去に発生し対策が取られていない ○:多発している	○:過去に発生したことある ○:発生していない	○:過去に発生したことある ○:発生していない	○:過去に発生したことある ○:発生していない	○:過去に発生したことある ○:発生していない	○:過去に発生したことある ○:発生していない	無印:発生したことがない 無印:発生したことがない 無印:発生したことがない	無印:発生したことがない 無印:発生したことがない 無印:発生したことがない	
総合評価結果	上記を基に総合分析した結果、大規模火災のリスクが高い設備とその状況として以下のケースを特定した。この結果に基づき緊急時の対応手順書を作成し、実務的な訓練を実施する。	ケース①: 設備: * * * * *、 状況 * * * * * ケース②: 設備: * * * * *、 状況 * * * * *								

## 年間活動計画及び実績把握表

※本文書の原本は電子形式にて管理されます。

発行日	2015年3月13日
承認者	
確認者	
作成者	

No.	教育区分	目的・内容	責任者	対象者	教材	2015年度実施スケジュール											
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①		緊急時対応訓練を含む。 (座学)	責任者	全職員 (協力会社職員を含む)	緊急時対応手順書			○									○
②		自衛消防隊員に基礎知識を付与 (座学)	工場長	自衛消防隊	緊急時対応手順書			○									○
③	教育・訓練	全職員に対する実務防災能力の付与 自衛消防隊への設備を用いた実務訓練	工場長	全職員 自衛消防隊	緊急時対応手順書			○									○
④		新設備に関する防火安全面の知識の付与	部門責任者	各工場対象者	手順書		*	都度実施									
⑤	危険度の評価	設備等変更時の危険度の変化状況を把握・評価	工場長	関係者	危険要因の特定と評価結果の記録V-14		*	都度実施									
⑥	防災管理体制	組織再編時、人事異動時に見直し実態に合す。	責任者	各体制図		*	都度実施										
⑦	実績の把握	定期的(3か月毎)に実績を把握、進捗管理を行う。	責任者	本表			○										○
⑧	年間の総括	年間防火活動の総括を行う。	工場長	部門責任者	防火活動総括表												○
⑨																	
⑩																	
⑪																	

スケジュール計画は、白丸で記入（○）  
実施結果は、黒丸で記入（●）

## 火災報告連絡票(初動時)

第 1 報				
受付時刻	平成____年____月____日(____)AM・PM____時____分	発信者	受信者	
火災発生時刻	平成____年____月____日(____)AM・PM____時____分	発見者		
火災発生場所	ごみピット	<input type="checkbox"/> 不燃系ごみピット <input type="checkbox"/> 粗大系ごみピット		
	ごみ選別機械室	<input type="checkbox"/> 搬送コンベア <input type="checkbox"/> 磁選機 <input type="checkbox"/> トロンメル	<input type="checkbox"/> No. ____コンベア	
	その他			
火災発見状況	誰がどのように	<input type="checkbox"/> ごみ投入中 <input type="checkbox"/> 定期点検中 <input type="checkbox"/> ごみ詰り点検中 <input type="checkbox"/> その他		
火災状況	燃えている物	<input type="checkbox"/> その他・不明		
	火災の状況	<input type="checkbox"/> 視認できず <input type="checkbox"/> 火炎小 <input type="checkbox"/> 火炎大	<input type="checkbox"/> その他・不明	
	煙の状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> その他・不明	
	延焼・拡大の状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(どこへ_____)	<input type="checkbox"/> その他・不明	
	応援の要否	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 要(どこへ_____)	<input type="checkbox"/> その他・不明	
	その他			
	被災者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(氏名_____以上)	名	
対応状況	放水状況	開始時刻 AM・PM____時____分 放水場所 _____ 現場指揮者 _____ 他____名		
	ピット受入状況	<input type="checkbox"/> 受入中 <input type="checkbox"/> 受入停止 AM・PM____時____分		
	破碎機運転状況	<input type="checkbox"/> 運転中 <input type="checkbox"/> 運転停止 AM・PM____時____分		
	避難状況	避難完了 AM・PM____時____分 (_____名)		
場内放送 (____時____分)	【以下の例文を、状況に応じて選択して全館放送する】			
	ただいま、_____で火災が発生しました。 ①ステージ担当者は、ごみの受け入れを中止してください。 ②中央管制室に対策本部を設置いたしますので、各班員は中央管制室に参集してください。 ③見学者は、**へ避難してください。 ④エレベータの使用は禁止します。			
消防通報 (____時____分)	通報文 ただいま、住所**のごみ処理施設で火災が発生しました。消防隊の派遣を要請します。 火災の状況は、***(上記参照し説明)です。			
関係部署へ連絡	<input type="checkbox"/> **課TEL_____ (____時____分)      ※鎮火まで概ね30分ごとに連絡 ※ 搬出車両に影響がある場合は、搬出先公所・運搬委託業者に直接連絡する。			

## 火災報告連絡票(続報)

第 報				
受付時刻	平成____年____月____日(____)AM・PM____時____分	発信者	受信者	
状況等	<input type="checkbox"/> 鎮火連絡	鎮火時刻 AM・PM____時____分		
	<input type="checkbox"/> 延焼阻止	阻止時刻 AM・PM____時____分		
	<input type="checkbox"/> 状況連絡	延焼状況・類焼状況等		
対応状況	放水状況	開始時刻 AM・PM____時____分	終了時刻 AM・PM____時____分	
		放水場所_____	現場指揮者_____	他____名
	ピット受入状況	<input type="checkbox"/> 受入中	<input type="checkbox"/> 受入停止中	<input type="checkbox"/> 受入再開 AM・PM____時____分
	破碎機運転状況	<input type="checkbox"/> 運転中	<input type="checkbox"/> 中断・停止 AM・PM____時____分	
	消防署	通報時刻 AM・PM____時____分		
	換気装置運転	運転時刻 AM・PM____時____分		
	119番通報	通報時刻 AM・PM____時____分		
	高圧電源遮断	遮断時刻 AM・PM____時____分	( *号系 ・ *号系 )	
	その他			
放送文 (____時____分)	【以下の例文を、状況に応じて選択して全館放送する】			
	① _____ で発生しました火災は、鎮火しました。 ア ごみの受け入れは、連絡するまで中断してください。 イ ごみの受け入れを _____ ピットで再開してください。			
	② _____ で発生しました火災は、_____ で放水中です。 ア ごみの受け入れは、連絡するまで中断してください。 イ コンテナ監視室勤務の職員は、工場棟 1 階の各設備を調査し、火災の発生の有無を対策本部へ連絡してください。 ウ 設備班員は、_____ 系の高圧電源を遮断した後、工場棟 2 階以上の各設備を調査し、火災の発生の有無を対策本部へ連絡してください。			
	③ _____ で発生しました火災は、_____ へ延焼拡大中です。 ア ごみの受け入れは、連絡するまで中断してください。 イ ごみピットを水没させますので、設備警戒班は水没操作を行ってください。 ウ 119 番通報しました。_____ は、消防到着時 _____ へ誘導してください。 エ 消火作業中の消火班員は、直ちに撤収してください。			
	関係部署へ連絡	<input type="checkbox"/> **課 (____時____分) ※ 鎮火まで概ね 30 分ごとに連絡		

様式番号 : V-05-00

## 緊急時に必要な図面・図書類の保管リスト

承認	確認	作成
年 月 日	年 月 日	年 月 日

施設名 : \_\_\_\_\_

	図書・図面類の名称	緊急時の種類	保管場所	摘要
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

例　示

緊急時に必要な図面・図書類の保管リスト

承認	確認	作成
年　月　日	年　月　日	年　月　日

施設名 : \_\_\_\_\_

	図書・図面類の名称	緊急時の種類	保　管　場　所	摘要
1	仕様書		3階図書室書棚 A	
2	設計計算書			
3	施設全体配置図	全緊急時	2階中央制御室書棚	
4	主要平面図、断面図、立面図	全緊急時		
5	各階機器配置図	全緊急時		
6	主要設備組立平面図、断面図	全緊急時		
7	計装制御系統図	全緊急時		
8	電気設備図	火災時		
9	配管設備図	火災時		
10	消防設備図	火災時		
11	建築構造図	火災時		
12	建築設備機械設計図	火災時	3階図書室書棚 A	
13	建築電気設計図	火災時		
14	構造設計図			
15	機器台帳			
16	使用薬品等リスト	火災時		
17	指定可燃物・危険物貯蔵施設概要	火災時	2階中央制御室書棚	
18	指定可燃物・危険物貯蔵施設記録	火災時		
19	灯油・高圧ガス等配管概要	火災時		
20	灯油・高圧ガス等貯蔵記録	火災時		
21	事故防止マニュアル	全緊急時		
22	日常機器点検マニュアル			
23	電気事業法関連図書			
	保安規定			
	設備概要			
24	消防計画	火災時		
25	防災計画	火災時		
26	危険物取扱基準			
27	その他必要な図書類			
28				
29				
30				

## 保有ガス・薬品等リスト

施設名：\_\_\_\_\_

棚卸年月日：\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

## 1. 危険物・可燃物

No.	名称	用途	適用法規制等	貯留場所	許容最大貯蔵量 kg	棚卸時貯蔵量 kg
1						
2						
3						
4						
5						

## 2. 高圧ガス類

No.	名称	用途	適用法規制等	貯留場所	許容最大貯蔵量 m <sup>3</sup>	棚卸時貯蔵量 m <sup>3</sup>
1						
2						
3						
4						
5						

## 3. 薬品類

No.	名称	用途	適用法規制等	貯留・保管場所	許容最大貯蔵量 kg	棚卸時貯蔵量 kg
1						
2						
3						
4						

## 4. 分析室用薬品類

No.	名称	用途	適用法規制等	貯留場所	許容最大貯蔵量 kg	棚卸時貯蔵量 kg
1						
2						
3						
4						

## 保有ガス・薬品等リスト(例)

施設名 : \_\_\_\_\_

棚卸年月日 : \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

承認	確認	作成
年 月 日	年 月 日	年 月 日

### 1. 危険物・可燃物

No.	名 称	用 途	適用法規制等	貯留場所	許容最大貯蔵量	棚卸時貯蔵量
1	灯油	補助燃料等	消防法：危険物第四類第2石油類 非水溶性液体、指定数量1000L 危 険等級Ⅲ	1号炉横 地下タンク	10 KQ	8 KQ
2	活性炭	タバコ類除去装置	消防法：指定可燃物 10,000kg 以上 粉じん障害防止規則	1階 薬品貯留ヤード	12,000kg	7,000kg
3						

### 2. 高圧ガス類

No.	名 称	用 途	適用法規制等	貯留場所	許容最大貯蔵量	棚卸時貯蔵量
1	窒素	遮断弁用		1階 危険物保管庫	m <sup>3</sup>	
2	二酸化炭素	消火設備		1階 危険物保管庫		
3	LPG	補助燃料		1階 危険物保管庫		
4	アセチレン	溶接・切断		1階 危険物保管庫		
5	酸素	溶接・切断		1階 危険物保管庫		
6						

### 3. 薬品類

No.	名 称	用 途	適用法規制等	貯留・保管場所	許容最大貯蔵量	棚卸時貯蔵量
1	消石灰	塩化水素除去装置		1階 薬品貯蔵庫	Kg	
2	アンモニア	脱硝装置		1階 薬品貯蔵庫		
3	液体キレート	飛灰処理設備		1階 薬品貯蔵庫		
4						

### 4. 分析室用薬品類

No.	名 称	用 途	適用法規制等	貯留場所	許容最大貯蔵量	棚卸時貯蔵量
1	塩酸	分析用		2階 分析室保管庫	l	l
2	硫酸	分析用		2階 分析室保管庫		
3						

## 爆発発生時のチェック表

平成 年 月 日

発生時間	AM・PM 時 分	確認時間	AM・PM 時 分	確認者	
火災発生の有無	爆発直後:有／無	有の詳細			
	爆発____分後:有／無				
扉の開閉の可否	可／否	否の詳細			
照明機器の破損・脱落等の有無	有／無	有の詳細			
壁・床等建物の破損・亀裂の有無	有／無	有の詳細			
ガラス類の破損・散乱の有無	有／無	有の詳細			
配管・配線類の切断・破損の有無	有／無	有の詳細			
蒸気・水・薬液・油等漏れの有無	有／無	有の詳細			
機器類の脱落・ずれ・破損等の有無	有／無	有の詳細			
その他特記事項	有／無	有の詳細(廊下・階段等の状況)			

## 地震発生時の施設点検表

平成 年 月 日

室 名	確認時間	時 分	確認者
扉の開閉 の可否	可 ／ 否	否の内容	
火災発生の 有無	有 ／ 無	有の内容	
照明機器の 脱落等の 有無	有 ／ 無	有の内容	
壁・床等建 物の亀裂・ 破損の有無	有 ／ 無	有の内容	
ガラス類の 破損・散乱	有 ／ 無	有の内容	
配管・配線 類の切断・ 破損の有無	有 ／ 無	有の内容	
蒸気・水・ 薬液・油等 漏れの有無	有 ／ 無	有の内容	
機器類の脱 落・ずれ・ 破損の有無	有 ／ 無	有の内容	
その他特記 事項	有 ／ 無	有の内容(廊下・階段等の状況)	

## 事故・災害情報報告書

〔第 報〕

報告者	氏名		係	
報告日時	平成 年 月 日 時 分 (24 時間表示)			

1	事象（該当に○）	火災	爆発	地震	停電	断水	落雷	台風	洪水	人身	設備	車両	漏洩流出（灯油・薬品・消石灰・汚染物）
2	発生日時	平成 年 月 日 時 分（24時間表示）											
3	発生場所	_____棟_____階 箇所の詳細：											
4	被害状況（規模）	物的被害	建屋： 設備： その他：										
			負傷者の有無及び人数： 無 ・ 有（　人）										
		人的被害	部位： 頭 ・ 首 ・ 胸 ・ 腹 ・ 腰 ・ 手 ・ 足 ・ 全体 ・ その他（　　） 容態： 切傷 ・ 打撲 ・ 骨折 ・ 出血 ・ 意識不明 ・ その他（　　）										
5	対応状況	一斉放送	災害発生 ・ 状況報告 ・ 避難開始 ・ 避難場所（計量棟前・　　）										
		消火状況	火災（縮小・拡大） ・ 鎮火										
		避難状況	棟（　人／　人） _____ 棟（　人／　人） _____ 棟（　人／　人） 合計（　人／　人）										
		救護状況	救護人数（　／　）・医療機関への搬送人数（　人） 搬送者氏名（　　・　　・　　・　　・　　）										
		出火防止	危険物設備及び装置（運転／停止）・危険物設備バルブ（開・閉）										
		流出防止	危険物設備バルブ（開・閉）・緊急遮断板（開・閉）・調整池ゲート（開・閉） 防止策：オイルフェンス・吸着材・吸着マット・中和剤・土のう・その他（　　）										
		(その他) 収集車への周知（市町・業者）、関係業者への周知（委託業者・工事業者等）											
		見学予定者への対応（未・済）											
6	関連機関へ通報	消防（消防・救急） ・ 警察 ・ 労基 ・ 県・構成市町											
7	その他	車両事故時（物的等）の加害者氏名（　　・　　・　　・　　・　　） 被害者氏名（　　・　　・　　・　　・　　）											

## 緊急事態対応訓練実施通知書

20\*\*年\*\*月\*\*日

工場長 \* \* 太郎

以下の通り緊急事態への対応訓練を実施します。

### 実施日時 :

- ・平成\*\*年\*\*月\*\*日（\*） 午後 時 分 ~ 約時間
- ・当人は、ごみ投入を午後 時 分で終了し、破碎機停止後訓練を実施する。

### 実施対象者 :

全職員

### 実施内容 :

### 実施場所 :

## 記入例

### 緊急事態対応訓練実施通知書

2015年4月1日  
工場長 \*\*\*太郎

以下の通り緊急事態への対応訓練を実施します。

#### 実施日時

- ・平成24年5月6日（＊） 午後3時～ 約2時間
- ・当日は、ごみ投入を午後2時30分で終了し、破碎機停止後訓練を実施する。

#### 実施対象者

全職員

#### 実施内容

1. 破碎処理工場選別室からの出火に伴う緊急事態への対応訓練
  - ・ホースを進展しての放水模擬操作を行うが、放水は行わない。
  - ・情報伝達、避難誘導を含む。
  - ・動力系統、制御系統の操作は実施する。
2. 放水訓練
  - ・上記1実施後、選別棟1階の屋内消火栓を使用して、放水訓練を実施する。

#### 実施場所

1. \*\*\*工場全域（主に中央制御室と選別棟）

様式番号 : V-11-00

## 教 育 訓 練 記 錄

局室名	
施設名	
作成年月日	平成 年 月 日
研修担当者	

教育・訓練 (研修) の名称	ごみ選別室火災消防訓練／ピット火災消防訓練／一般火災消防訓練					
	実地訓練／座学の別			実地 ／ 座学		
実施年月日・時間	年	月	日	AM・PM	時	分～時 分
実施場所						
講師 (所属・氏名)	工場					
	消防					
教育・訓練(研修) の内容						
受講者氏名						
未受講者						
未受講者への対応						
受講者の感想等						
訓練結果による 火災時対応フロー 等の改訂	不要／必要(改訂内容： )					

例示

**教 育 訓 練 記 錄**  
(ごみ選別室コンベヤ火災の例)

局室名	環境局
施設名	
作成年月日	平成 年 月 日
研修担当者	

教育・訓練 (研修) の名称	ごみ選別室火災消防訓練／ピット火災消防訓練／一般火災消防訓練		
	実地訓練／座学の別	実地 ／ 座学	
実施年月日・時間	年 月 日	AM・PM	時 分～時 分
実施場所			
講師 (所属・氏名)	工場		
	消防		
教育・訓練(研修) の内容 (右記は例示)	(1) コンベヤ火災の実態について (2) コンベヤ消火設備について ア 設備の概要 イ 発生覚知から消火までの手順について (3) 建築消防設備について ア 屋内消火栓、消火器の設置状況 イ 消防隊用設備の設置状況と使用目的 ウ 消防設備の取り扱いについて (4) 屋内消火栓の取扱(実地訓練) ア 屋内消火栓による放水訓練 イ 消火栓取扱注意事項(復旧方法等)		
受講者氏名			
未受講者			
未受講者への対応			
受講者の感想等			
訓練結果による 火災時対応フロー 等の改訂	不要／必要(改訂内容： )		

例示

**教 育 訓 練 記 錄**  
(ピット火災の例)

局室名	環境局
施設名	
作成年月日	平成 年 月 日
研修担当者	

教育・訓練 (研修) の名称	<del>ミニ選別室火災消防訓練／ピット火災消防訓練／一般火災消防訓練</del>							
	実地訓練／座学の別	実地 ／ 座学						
実施年月日・時間	年	月	日	AM・PM	時	分～	時	分
実施場所								
講師 (所属・氏名)	工場							
	消防							
教育・訓練(研修) の内容 (右記は例示)	(1) ピット火災の実態について (2) ピット部消火設備について ア 設備の概要 イ 発生覚知から消火までの手順について (3) 建築消防設備について ア 屋内消火栓、消火器の設置状況 イ 消防隊用設備の設置状況と使用目的 ウ 消防設備の取り扱いについて (4) 屋内消火栓の取扱(実地訓練) ア 屋内消火栓による放水訓練 イ 消火栓取扱注意事項(復旧方法等)							
受講者氏名								
未受講者								
未受講者への対応								
受講者の感想等								
訓練結果による 火災時対応フロー 等の改訂	不要／必要(改訂内容： )							

## 資格/力量保有者リスト

種別 :	
対象 :	

是正・予防処置要求／報告書

No. :

是正処置が必要な理由（具体的に）：

問題発生部門：

発行日：

問題の判定者：

[是正・予防処置要求欄]

部門責任者	判定者

是正・予防処置完了期限：年月日

日付

日付

[応急処置の記録欄]

[是正・予防処置回答欄]

問題発生の原因：

是正・予防処置の内容（計画）：

判定者	部門責任者

規定／手順書の変更：□有 / ■無 （該当に■） [文書番号： ]

日付

日付

[是正・予防処置結果報告欄]

判定者	部門責任者

[是正・予防処置の有効性のレビュー欄]

判定者

是正・予防処置結果確認日：年月日

日付

別表15(第83条関係)

## 資格管理表(防火・防災管理者及び自衛消防業務講習)

## 1. 防火・防災管理者

職名 : 氏名 :	選任届出日 平成 年 月 日	資格取得日 平成 年 月 日	再講習受講日	再講習受講日
職名 : 氏名 :	選任届出日 平成 年 月 日	資格取得日 平成 年 月 日	再講習受講日	再講習受講日
2. 自衛消防業務講習				
職名 : 氏名 :	防火・防災管理者	資格取得日 平成 年 月 日	再講習受講日	再講習受講日
職名 : 氏名 :	防火・防災管理者代行	資格取得日 平成 年 月 日	再講習受講日	再講習受講日
職名 : 氏名 :	第1地区隊 隊長	資格取得日 平成 年 月 日	再講習受講日	再講習受講日
職名 : 氏名 :	第2地区隊 隊長	資格取得日 平成 年 月 日	再講習受講日	再講習受講日
職名 : 氏名 :	第3地区隊 隊長	資格取得日 平成 年 月 日	再講習受講日	再講習受講日
職名 : 氏名 :	本部隊 班長	資格取得日 平成 年 月 日	再講習受講日	再講習受講日
職名 : 氏名 :	本部隊 班長	資格取得日 平成 年 月 日	再講習受講日	再講習受講日
職名 : 氏名 :	本部隊 班長	資格取得日 平成 年 月 日	再講習受講日	再講習受講日
職名 : 氏名 :	本部隊 班長	資格取得日 平成 年 月 日	再講習受講日	再講習受講日
職名 : 氏名 :	本部隊 班長	資格取得日 平成 年 月 日	再講習受講日	再講習受講日
職名 : 氏名 :	第3地区隊 隊長	資格取得日 平成 年 月 日	再講習受講日	再講習受講日

※ 本表は、変更の都度修正し、消防計画を届け出た消防署へその変更内容を連絡すること。  
 ※ 各資格者は、5年毎に再講習を受講すること。